

令和7年6月19日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
3 番	笠 継	健 吾
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯

9 番	松 田	義 太
10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白仁田	和 哉
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長
副	市	長
教	育	長
政	策	総務部長
市	民部長兼福祉事務所	長
産	業	部長
建	設	環境部長
総	務	課長
総務課参事兼選挙管理委員会事務局		局長
政策調整課長兼ゼロカーボン推進室		長
政策調整監兼D X推進室		長
広	報	企画課長
財	政	課長
公共施設マネジメント室		長
商	工	観光課長
農	林	水産課長
建	設	住宅課長
建	設	住宅課参事
都市計画課長兼鹿児島駅前周辺整備推進室		長
教育次長兼教育総務課		長
生涯学習課長兼中央公民館		長

利敬	勝広	尾飼	松鳥
広生	一逸	田原	吉川
孝和	善公	下崎	岩山
和則	康公	浦江	山嶋
彰樹	克弘	岡村	寺中
介和	祐正	島中	三田
穂哲	美秀	田尾	村中
徳子	美晃	尾野	中星
希臣	裕秀	島	江手
康和	正憲	頭口	堀江
和也	徹		山

令和7年6月19日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和7年6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
5	4 中 村 日出代	1. 個人情報保護法について (1) 市長は個人情報保護法についてどのような認識を持っているのか。 (2) ハラスメント報道について ① 個人情報の保有の制限等について（同法第61条） ② 従事者の義務について（同法第67条） ③ 利用及び提供の制限について（同法第69条） (3) 法令の遵守について
6	9 松 田 義 太	1. 安全・安心なまちづくりについて (1) 子どもたちの登下校の見守り活動の現状と課題について (2) 子どもたちが事件に巻きこまれない対策について (3) 防犯カメラ等の安全対策の支援について 2. スポーツによる交流人口拡大の取り組みについて (1) スポーツ施設の維持拡充、整備計画について (2) スポーツ選手の育成・支援、官民連携について（部活動の地域移行等含む） (3) 誰もが楽しめる地域スポーツの環境づくり、交流人口拡大について（eスポーツ等含む）
7	12 伊 東 茂	1. 鹿島市を支える社会資本整備について (1) 多様な価値観と持続可能な地域社会の形成について (2) 有明海沿岸道路（福富～鹿島間）整備推進活動について 2. 鹿島市の観光振興について (1) かしま観光戦略Ver. 3.1の進捗状況 (2) 関係人口増加のために取り組む課題 (3) 新鹿島駅整備計画の諸問題について (4) 観光関係予算の在り方と観光協会との連携支援について (5) 観光PRと「まち宿」推進について

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元に配付の議事日程どおり、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、通告順に順次質問を許します。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

おはようございます。4番議員の中村日出代です。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

6月議会の質問は、大きい項目1、小さい項目6です。

質問の内容は、1、個人情報保護法について、(1)市長は個人情報保護法についてどのような認識を持っておられるのか、(2)ハラスメント報道について、①個人情報の保有の制限等について（同法第61条）、②従事者の義務について（同法第67条）、③利用及び提供の制限について（同法第69条）、(3)法令の遵守について質問いたします。

質問の前に、4月10日の佐賀新聞に「鹿島市議会ハラスメント問題 「53件関与」」、議員名、中村日出代議員と報道されました。私は、「一部の行為を認めたが、大半を否定。

「言い方が厳しい所があったかもしれない。今後言動に気をつける」と答えました。一部であっても嫌な思いをさせたことに深く反省しております。今後は職員の方々から信頼を得るように、言動に心がけます。これからも職員の皆さんの御協力を得て、市民の皆さんの要望活動を行っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、個人情報の保護に関する法律について。

個人情報の保護に関する法律について紹介いたします。

法律の目的、第1条、「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されております。

それでは、総括質問として市長に、市長は個人情報の保護に関する法律の重要性についてどのような認識を持っておられるのか、まず質問をいたします。

関連質問はこの後に行います。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

私のほうに質問がっております。個人情報保護法に関する認識はどう思っているのかという問いであります。

個人情報保護法に関しての答弁を求められているところですけど、その前に、今回の一連のハラスメントアンケート等について私の認識を述べてから、個人情報保護法に関する認識

についてお答えをさせていただきたいと思います。

本年2月、議会に対してハラスメントについて、ハラスメント防止についての申入れを行いました。申入れを受けて議会は、効果的な対策を講じることを目的として、執行部に対し職員への実態調査を要請し、執行部は職員へアンケートを実施いたしました。その結果、私が思っていた以上に多数の職員が精神的苦痛やモチベーション低下により業務効率が低下していることが分かりました。

この結果に関しては、ハラスメントとして認定された内容ではないため、事実かどうかと疑う意見を持っておられる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、ハラスメント認定に至らない、いわゆるグレーゾーンであっても、多くの職員が議員の言動により精神的な苦痛を受け、能力を十分発揮できない状況が起こっていること、少なくともこのことは事実であります。私は市長として、このことを重く受け止めておりまして、こうした状況が続くことも到底看過できるものではないというふうに考えております。どのような事情であれ、ハラスメント行為を容認することは絶対にできません。また、グレーゾーンであっても職員の業務効率低下につながることは同じでございまして、容認できるものでもありません。

議会におかれましても、そうした職員が現にいることを重く受け止められ、職員が能力を十分に発揮して質のよい市民サービスを提供できるよう、効果的なハラスメント防止対策につきまして、改めて要請をいたします。

それでは、先ほど質問された個人情報保護法についての質問にお答えをいたします。

個人情報保護法は、個人の権利利益を保護しつつ、個人情報の有用性に配慮して、社会における利用を促進するために制定をされております。

住基ネット本格運用前の平成15年に制定されましたが、この背景には、当時の情報技術の急速な進展、それから、個人情報の取扱いに対する国民の関心が高まったことがあるというふうに認識をいたしております。もちろん、市民の皆さんにおかれましても、個人情報が適切に管理されることへの期待と関心は年々高まっております。

したがって、行政としてもその信頼に応えるため、個人情報を取り扱う際には、慎重かつ適切な対応が求められておりまして、鹿島市が保有する個人情報が適切に保護され、それを活用することで、住民の皆さんが安心して利便性の高い行政サービスを利用できる環境を整えることが重要であると考えております。

今後も個人情報の管理体制の強化に努め、住民の皆さんの信頼を裏切らないよう、全力で尽くしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

個人情報の出されたのを認定はされていないということですよね。認定されていないということは、事実が何か分からないということですよね。事実というのは、言うた人と、私が訴えられたとしたら、2人の意見を聞かんばいかなですね。何も聞かないで事実かのごとく報道されました。それで、私が佐賀新聞のと言っていますけれども、「中村議員は感情的な発言など一部を認めたが、「覚えのないことまで認めるわけにはいかない」として、情報公開請求などで、訴えられた根拠の提示を求めるといふ。」と、私、コメントをしています。その後、このことについて情報公開を18件、この関することになっています。

私が一番求めているのは、53件のうちの覚えていないのがさっき言いました大半ですよね。ということで、4月9日に、私の53件のハラスメント実態調査アンケート結果を、令和元年4月当選から令和7年3月7日までの6年間で1年ごとに件数、ハラスメント等のアンケート調査を開示してくださいと。53件とありますけれども、どこに53件か何かもさっぱり分からんわけですよね。開示してくださいと言いました。不開示。

それからもう一つは、1月から3月までの14件のハラスメントというのがあります。これは1月から3月まで、私は市の職員さんと話したことはありません。なぜかというたら、要望があるからこそ市の職員さんとお話をするわけですね。1月から3月まで要望を言ったことはありませんので、話したことはありません。そこで14件のハラスメントとありますので、この14件のハラスメントについて情報公開を求めました。これも情報公開請求しましたが、ありませんでした。その後、審査請求をできると書いてありますので、現在、審査請求を2件申請していますね。

それからもう一つは、個人情報保護法の第77条の1項の規定により、この個人情報の開示請求をいたしました。市から市議会へ情報提供した市議会議員から市職員に対するハラスメント実態調査アンケートに関する情報、A議員に関する情報、議員名、中村日出代、私です。この53件のハラスメント実態調査アンケート結果報告、令和7年1月から3月までの3か月以内、14件のハラスメント実態調査アンケート結果報告書、67件全ての報告書について個人情報保護の開示を求めると。

これは個人情報保護法の法律によって開示を求めるじゃなくて、開示するのが基本と書いてちゃっですね。これも開示はありませんでした。あの森友学園でさえ、黒塗りの書類が開示されたですね。鹿島市の場合は黒塗りも何も出てこないですね。一枚も出てこない。私は黒塗りでいいから開示してくださいと何回も頼んだですね。一枚も出てこない。

それで、今度は国のほうに審査請求をするようになります。今準備しています。これは総務省の行政管理局調査法制課というところが取り扱います。

市のアンケート調査が国の行政機関まで行って情報開示を求めるというのは、これは全国初ではないかと思うんですね。それだけ、何でもここまで情報公開をしないのか。言った人が分かるからということです。それで、寺岡参事は私に常に、言った人も覚悟を持って

私の名前を言っていますと。ある市民の方に見せたら、いや、これだけのことを言うたら、中村さん、私が言いましたと、あなたはどう考えていますかと普通言うですよ。何も情報公開しないなんて、それはひきょうじゃなかですかと言う市民の方もおられます。私も本当にそう思います。

先ほどの市長のお話でも、ハラスメントも、私がハラスメントをしたと決めつけていますよね。私に確認しましたか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

決めつけたということじゃなくて、今回私が事前に申した、議員というのは中村議員を特定したものじゃありません。議員の言動により精神的苦痛を受け、能力を十分発揮できない状況が起こっているというのは、アンケートの結果をもって、議会に市としての全体的なことを述べたということで、決めつけて言っているわけではございません。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

ここにハラスメント調査結果がありますけれども、私だけ53件で、あの方方は14件でいろいろありますけれども、私だけ53件で決めつけられとっです。そして、私だけ名前を公表すると。これはおかしいんじゃないですかと皆さん言います。公表するならば全部を公表せんばいかんとじゃなかですかと。私はほかの人のことはどうでもよかとですよ。自分のことを、やったことのないことを何でこういうふうなことをするんですかと。だから、情報公開を求めています。先ほども謝罪しましたように、やっぱり迷惑かけていたら謝りますよね。それは普通じゃなかですか。同じ鹿島市民同士、私が迷惑かけたら、あなたはこういうことを言ったじゃないですかと。いや、もし私が言っていたら、それは申し訳なかったと、これからまた鹿島市民として、市の職員、私は議員として、市民の皆さんのために一生懸命頑張らましよう、これが普通じゃなかですか。それを報道機関に言ってみたり、議会に言ってみたりですね。これは今からずっと質問をしてまいりますけれども、まず、個人情報の保護法があるとかないとかじゃなくて、個人の情報を人に漏らすこと自体、普通で考えておかしかじゃなかですか、普通で考えて。

例えば、寺岡参事のことを、あなた個人のことを私が誰でもかんでも話すことはできません。寺岡参事からまず同意を得らばやなかですか。寺岡さん、あなたのことをこう言いたいけど、言っていないですかと。いや、やめてくださいと。そしたらやめます。いや、私のことは何でも言っていないですよと言われれば、私は言います。私は何も同意もされていない、何も聞かれてもいないですね。

次の質問に移ります。

(2) ハラスメント報道について。

まず最初に、ハラスメント報道で報道された内容は、市が収集し、取得し、保有する私の個人情報ですね。保有個人情報とは、市職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、市の職員が組織的に利用するものとして、市が保有しているものをいいますね。これは保有ですね。それは法の第60条1項の規定でそういうふうになっております。

市の保有個人情報は、個人情報の保護に関する法律、第69条第2項第1号の規定で、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」と定められております。議会にも報道機関にも、本人の同意がなければ、私の個人情報を他に提供することはできません。他に提供すれば同法違反となります。私は、私の個人情報を提供することに、市にも議会にも報道機関にすることにも同意しておりません。

例えば、市民の皆さんの個人情報、氏名、生年月日、収入、税金、最近では生活保護における加算の認定漏れがありました。これも個人情報ですね。市民の個人情報は、市が全部把握し、管理しております。この個人情報を保護し、管理している法律が、先ほど言いました個人情報の保護に関する法律ですね。これでは、私の件を事例として、私の事例とは何かといいますと、同意していないのに市が議会に、議会が報道機関に私の個人情報を提供したということが事例です。市民の皆さんが個人情報の保護に関する法律を理解していただき、自身の個人情報が適正に保護され、管理されているかに関心を持っていただければと、これから質問いたします。

同法律により保護されるべき私の個人情報を、同法の定めを守ることなく市が議会に提供し、それを受けた議会が、さらに同法の定めを守ることなく報道機関に情報を提供いたしました。前半でも紹介しました、私の個人情報は私の同意がなければ、先ほども言いましたが、誰にも提供できません。これは普通で考えても同じですよ。自分のことを、いいですよ、何でもいいですよということはありません。この市議会への情報提供、報道機関への情報提供が、同法律の定める守秘義務の規定を守らない行為によって提供されました。なぜ提供されたのか。各条文を示し、違法性があるかについて、これから質問していきます。

まず、議会は令和5年3月30日に、鹿島市議会の個人情報の保護に関する条例を制定しております。当然、議会もこの個人情報の保護に関する法律が適用されます。

私についてのハラスメント報道の経緯について簡単に紹介します。

4月2日に徳村議長が執行部に、議会として今回のハラスメントの実態調査結果等に対応するために、ハラスメント件数が突出しているA議員の氏名及びハラスメント行為の情報提供をお願いしますと要請しました。

この情報提供に対し、執行部から松尾市長名で4月4日に、令和7年4月3日付鹿島市第7号で依頼のあった標記の件につきまして、「市議会議員から職員に対するハラスメント実

態調査結果等について」に記載のA議員の氏名及びハラスメント行為に関する情報を別紙により提供いたします。

なお、この実態調査は、ハラスメントと思われるものに関する調査であることを踏まえ、当議員氏名情報は本市議会のみへの提供とし、報道機関、市職員及び住民等には公表しないとの取扱いであることを申し添えますとただし書がある私の個人情報の提供を受けました。このような経緯で私の個人情報が市から議会へ提供されました。

ただし書のあるとは、報道機関、市職員及び住民等には公表しないとの取扱いであることを申し添えますとのただし書のことです。

川原部長に質問です。

今私が経緯を説明したが、これで間違いないでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

これまでの経過ということであります。

2月12日に執行部、私どもから議会のほうに申入れをいたしました。これは、それまでの経過等もございまして、これはしっかり申入れをしたほうがいいというふうなことで申入れをさせていただいたところであります。

2月21日、実態調査依頼を議長のほうから市長のほうに行っております。2月25日から3月7日まで実態調査を実施いたしております。その結果を3月25日に提出し、再度の申入れを行ったところであります。

あとは、議員おっしゃいますように、4月2日の全員協議会で今後の対応策を決定し、また、A議員、そして、内容等について決定をされたところであります。

4月4日に市長から議長のほうにその旨を文書として、そしてまた、先ほどおっしゃいましたように、なお書きで、市民、またはマスコミ等に公表する情報ではないということを申し添えますというふうな内容でいたしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ただし書があるにもかかわらず、報道機関に公表されたということですね、市長。今言われたとおり。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

執行部のほうで公表を決定したというふうに、すみません、私は聞きました。そういうふうに思いましたけれども、実際は議会のほうで決定をされた、それは全員協議会でということであります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

執行部が決定したと言うとらんですよ、私。ただし書で、報道機関、市民等に分からないようにしてくださいと言っているんじゃないですかと聞きよつと。決定したといつ言うたですか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。（「ただし書があるでしょうと聞きよつだけ」と呼ぶ者あり）

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

なお書きですね、ただし書でそういうふうな表現をいたしているところであります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、この提供された私の個人情報、市がアンケートを実施し、収集し、取得した、市が保有する私の個人情報ですね。しかも秘密に属する個人情報です。秘密に属するとは、一般に知られていない事実であって、他人に知られないことについて相当の利益を有するもの、私にとっては有利な情報ではありません。非公知性及び秘匿の必要性があるもの、相当とは、その程度がその物事にふさわしいこと。非公知性とは、一般に知られておらず容易に知ることができないこと。秘匿とは、情報が第三者に知られることなく安全に管理することだとなっていますね。これは私の秘密情報ですよ。

個人情報の保護に関する法律の解釈及び運用基準ですね。ここにありますが、法務省が出しています、令和5年4月現在ですね。持っているでしょう。これに基づいて、今からこれを参考にしながら質問していきたいと思います。

地方公務員法第34条第1項、秘密を守る義務、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と規定されております。罰則としては、1年以下の懲役または500千円以下の罰金と、厳しい罰則になっております。

市職員が職務上収集し、取得し、知り得た私の秘密に属する情報を議会に提供する行為は、同条の秘密を守る義務に抵触します。寺岡参事、職員は秘密を守る義務があると思いますが、

答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、地方公務員法で守秘義務が定められておりますし、また、個人情報保護法の中でもそういった取扱いについては規定がございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

規定がございますじゃなくて、規定があるから守秘義務が発生するんじゃないですかと言っているわけです。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

おっしゃいますとおり義務が発生します。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、これから議会に提供された私の個人情報、個人情報の保護に関する同法律の条に基づき適法に取り扱っているのかについて、条文を示し質問します。

同法第61条、個人情報の保有の制限等について質問します。

第1項、市は、「個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」と定められております。遂行とは、物事を最後までやり通す。

このアンケート調査は寺岡参事が責任者として作成しておりますので、答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、法令の定める所掌事務、または業務を説明してください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

議員御質問がありました、法令の定める所掌事務は何かという点になろうかと思います。

御説明いたします。

個人情報の保護法に基づき、独立機関として設立された個人情報保護委員会が策定しております「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」について、次のように説明されていますので、抜粋して読み上げたいと思います。

「行政機関等の設置の根拠となる法令において所掌事務等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、権限を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。」と解釈されております。地方公共団体におきましては、地方自治法第2条第2項に規定する地域事務もこれに含まれると記載されております。この地域における事務とは、かなり広く捉えられているものでありまして、市が実施している事務の多くはこれに該当するものでございます。また、この条における法令には、条例や規則等も含まれるというふうにガイドラインには示されております。

総務課の所掌事務でございます人事管理に関する事務に属するものとして、このアンケートを実施している、また、その結果を保有しているところでございます。

また、このアンケートの設問、回答内容につきましても、全てハラスメントに関する内容でありますので、目的にない情報等は保有しておりませんことを申し添えておきたいと思えます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

今の説明はこの法令にも書いてあつですね。

そしたら、市議会議員のハラスメント調査結果の個人情報を保有することによって、遂行しようとする具体的な事務、または業務を説明してください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

先ほど答弁の中でもお話ししましたがけれども、地域における事務の中である職員の人事管理に関する部分ということで、この人事管理と申しますのは、職員の働く環境の整備なども一般的に人事管理に含まれるものと解されておりますので、これに該当するというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

無理やり入れている感じはしますけれども、そう言うよりほかはないですよ。

そしたら、61条はこれで終わります、次の②の67条ですね。

第1項、従事者の義務、この条文を要約しますと、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員、もしくは職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないと規定されております。守秘義務の規定ですね。

市議会議員の個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、川原総務部長以下の人事担当職員になりますか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

人事の庶務としましては、総務課で庶務を行っておりますので、その部長である政策総務部長、それと私、総務課長、それ以下の職員ということになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、この条文を具体的に説明します。

知り得た個人情報とは、知り得たとは、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものを問わない。また、その対象は電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。また、本条では、単に個人情報とし、保有個人情報としていない。これは組織としての利用、または保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても適切に取り扱う必要があるからであると。みだりに知らせ、不当な目的に利用してはならない。みだりに他人に知らせるとは、正当な理由がなく、個人情報の内容を他人に知らせることをいいます。また、不当な目的に利用するとは、例えば、自己、または私利的利益のために個人情報の内容を利用する場合、その他の正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいいますと解釈されとっですね。

そこで、質問します。

「みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。」と規定されております。みだりに他人に知らせるとは、正当な理由がなく、個人情報の内容を他人に知らせることをいいます。

徳村議長の市への情報提供依頼内容は、議員として今回のハラスメントの実態調査結果等に対応するために、ハラスメント件数が突出しているA議員の氏名及びハラスメント行為の

情報提供をお願いしますとの内容でした。この依頼内容で、市は議会に私の個人情報を提供しました。

この依頼内容が、先ほど質問しました、同法第61条第1項の所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、その特定をせんばいかんとなっています。これに該当する方は私の個人情報を徳村議長に提供されたと思います。該当する内容を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村日出代議員に申し上げます。

先ほど私の、議長から執行部にとということがございましたけれども、その件につきまして、何度も言っておりますけれども、全員協議会で決まった内容を執行部のほうにお知らせしているわけです。ですから、議会全体としてそういうふうに決まったものを執行部のほうに申し上げて、そこから情報をいただいているということになります。私が個人で判断したものではございません。

以上です。

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

すみません、質問の意図が少し分からなかった部分もあったんですけども、その職員がどの範疇まで含まれるかということであろうかと思って答弁したいと思います。（「あと一回質問します」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私が今質問したのは、議会として、徳村議長がですよ、徳村議長じゃなくてよかけん、しかし、徳村議長しか話されんですたいね、議会じゃなかけん。徳村議長の市への情報提供の内容は、議会として今回のハラスメントの実態調査結果等に対応するために、ハラスメント件数が突出しているA議員の氏名及びハラスメント行為の情報提供をお願いしますとの内容でしたね。この依頼内容で、市は議会に私の個人情報を提供したわけでしょう。

この依頼内容が、先ほど質問しました所掌事務ですね、61条1項は、業務を遂行するために必要な場合に限り、その利用目的をできるだけ特定するわけですよ。ハラスメントという我々の個人情報を特定した、この特定したということは、どういう意味でその目的を特定したのか。また、それに該当するから私の個人情報を議会に提供したわけでしょう。徳村議長じゃなかですよ、議会にですよ。それを説明してください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

議長からの文書で情報提供の依頼というのが出されました。その中で、今回、氏名と結果のほうで出しましたその行為等についての回答をさせていただきました。

今回のこの目的といいますか、人事管理の部分で、職員の働く環境をとというのは先ほど申し上げましたけれども、これにつきましては、例えば、パワハラ防止法で、市役所であってもパワハラの防止に努めなければならないというようなこともございます。

また、今回のアンケートにつきましては、職員のアンケートのほうに利用目的も示しております。その内容を申し上げたいと思います。内容のほうを抜粋して申し上げたいと思いますけれども、アンケートの設問に入る前に書いている部分でございます。

議員からのハラスメントについて実態調査を把握するため、また、議員によるハラスメント防止対策をより効果的なものにするため、実際にあった事実を踏まえて検討する必要があることから、アンケートの記述内容について聞き取りを行うことも想定して記名式のアンケートとしています。収集した個人情報には上記目的にのみ使用しますということで記載して、職員はこれを読んだ上で回答をしております。

平たく申し上げますと、議員によるハラスメントの防止対策に役立てることを目的としてアンケートを実施しておりますので、議長からの情報提供依頼につきましても、この防止対策に役立てるためというふうな認識を持って情報提供をいたすものでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

今のはちょっと違うんじゃないですか。議長はA議員と特定しとっじやなかですか。あなたが言っているとは全然違うでしょう。議長はA議員を特定して、この人の名前を教えてくださいと言っているわけでしょう。防止するて、全然違うじやなかですか、今言っているのはあなたたちの利用目的と。この利用目的と全然違う、A議員と特定した議員だけ名前を教えてくださいというのに答えているわけでしょう。これは全然さっきの答弁と違うじやなかですか。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

まず、今回のアンケートにつきましては、あくまでもハラスメント防止目的であります。ですので、一番最初に結果を取りまとめて議会のほうに提供した際は、議員の氏名は伏せておりました。というのは、結局、実際こういったことがあったけれども、じゃ、誰かということとは特定はまずしなくて、その防止のほうに役立てていただけるならということで、最初

はやはりそこは慎重な姿勢で、氏名を伏せた形で提供したところでございます。

ただ、このアンケート調査につきましては、議会から依頼を受けまして実施したものであります。その結果につきましても、議会のほうに提供するという事で職員にも示した上で行ったものでございます。

ただ、その後、全員協議会でA議員の氏名の情報提供をということでございましたので、よりよい防止対策をしていただけるために情報提供の依頼があったものだということを認識しまして、利用目的にかなうものだという捉え方をしているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、利用目的に、特定した議員の内容を教えていいと書いてあるわけでしょう、特定した目的に。それを教えてください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

先ほど紹介しましたアンケートの目的等の中で、例えば、議員の氏名を提供しますとか具体的に書いてあるわけではございませんけれども、アンケート結果につきましては議会へ提供しますということで示しておりますので、その中でのA議員の部分だけ議会から求められましたので、議員の部分だけを提供しているものでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

何回も言いますけど、たとえアンケート調査であろうとなかろうと、個人情報ですよ。あなたたちが勝手に、この人は何という、それも名誉のあるようなね。これは佐賀県いっぱいに報道されましたので、かなり私も名誉を著しく毀損しております。私の議員としての、人としての人格、信用、それから、家族は現在でも支障があります。それぐらい大きい私の個人情報。個人情報保護法ではこれは絶対言っては駄目ですよと、67条やったかな、69条か、書いてあるにもかかわらず、そこの特定の目的のところに個人情報保護法を無視した、名前を言ってよかて書きちゃったがおかしかとやなかですか、それは。特定目的として。私の同意がなかったらできないと法律に書きちゃったやなかですか。それは当然ですよ。私の個人情報ですから、あなたたちが勝手にできるわけないでしょう。

議会が議決したけんて。議会が議決したけんて、私の個人情報と議会が議決して報道機関に出せるような権利は何もなかですよ、まずね。そして、今大きな問題にいろいろなっとっじゃなかですか、これから言いますけれども。

それでは、みだりに他人に知らせるとは正当な理由ということですよ。利用目的のために必要な範囲で提供する、先ほど言いました61条の利用目的に合致するということでしょう。あと一回説明してください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

先ほどの利用目的について再度ということでしたので、再度利用目的の部分につきまして答弁させていただきます。個人情報保護法に基づいて設立された個人情報保護委員会が策定したガイドラインの抜粋で申し上げます。

「行政機関等の設置の根拠となる法令について所掌事務等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか」、その後いろいろまた法文、採用法上とかいろいろありますけれども、要はこの「設置の根拠となる法令において所掌事務等を定める条文に列挙されている事務又は業務」ということでこれは法令に定めるものでありますし、また、利用目的につきましては、先ほどありましたように、議員からのハラスメントについて実態調査、把握するため、また、議員によるハラスメント防止対策をより効果的なものにするため、アンケートを収集して議会のほうに提供いたしますということで、ハラスメント防止対策のために使用するというで答弁させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

この個人情報保護法の保有個人情報ですね。これはなぜこれだけ厳しくなっているかといいますと、例えば、この人を何とかしたいと。この人を何とかしたいために、個人情報を集めて、そういうことの恣意的なことがあったらいけないということで、この個人情報保護法ができていますよ。書いてあるでしょう。そいぎ、今の話では、市議会議員というのを目標というか、立てて、それを何とかするというようなことでやっているとした私は思われんですね。それはいかんでしょう、市の。

それはなぜというたら、これが先ほど適用になった公の仕事のとに、環境がどうのこうのといろいろ見ましたが、本当はそういうことやなかですもんね、書いてある条文を読みますと。やっぱり法令とか法律に基づいた条例とか省令とか、書いてあるのはそういうふうなことでしょう。だから、そこら辺は説明が難しかと思います。

その利用目的をできる限り特定しなければならないと、今言いましたように、市の思っているようなことでこれを何とか——議員じゃなくてもいいですよ、この件を何とかしたいという目的、恣意的目的でははいけませんよと書きちゃっつすね。個人情報の保護法に書きちゃっつすでしょう。恣意的。

個人情報である市議会議員のハラスメントの調査結果がどのような事務、または業務であるように供され、どのような目的に使われるかだけ具体的、個別的に徹底することが目的、趣旨であると。

ハラスメントの結果を私は見てみましたら、内容が、先ほどは何か確認したとか何とか言っておられますけど、廊下で大声で叱責された、本会議を中断させると威圧的な発言、職員を議会でやっつけてやると無関係の職員に話すとかありますけど、この言葉は、私は72歳もなりますけど、こがんこと言わんですよね、年齢的にも。だから、53件のとは、私は言ったことないからということで情報公開をずっと求めとっわけでしょう。全部不開示ね。私は確認しようのなかです。私は何を言ったか、いつ言ったか、全然分かん。

そして、報道で53件ハラスメントとなって、何も中身は分かん。いつしたとですかと聞きよっわけでしょう。令和元年に私が議員になって、令和元年から今までの6年間、1年ずつあっているはずですよ、何かね、それを教えてくださいと。それも不開示。今度は国の情報公開、これはできると思ったら、これも不開示。最後は、今度は総務省やったかな、あそこまで行って私の情報公開をしてもらおうように、審査してもらおうようになってしまうわけでしょう。これは恐らく日本初じゃなかですか。

今言いましたね。それで、改めてこれを見ても、もう書いている内容が、職員を長時間拘束した、部課長へ長時間にわたる電話、これだけじゃ全く何か分かんですよ。私がしたとして、いつ部長たちに言うたか、何も分かん。そして、いや、あなたはハラスメント議員ですよ。今、世間の人から私はそう見られていますね。ハラスメントをしとったら謝つですよ。先ほど言いましたように、自分が言ったのが3つ、4つあります。そのことに対して冒頭で謝罪をしました。それはほかの5名の議員さんたちも、言われた人も謝りたかと思うですよ。このまま分かんやったら、ずっと名前、誰だ誰だと言われっぱなしでいくわけでしょう。そこですよ。そいけん、もう少しですよ。

それでは、69条の利用及び提供の制限です。それに行きます。

「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」となっていますね。

第2項は、「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められ

るときは、この限りでない。」ということで、第1号に「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」と規定されています。

結局、私が同意しなければ個人情報は提供できません。当たり前の話ですよね、私の個人情報やっけん。私は、私の個人情報を議会に提供することに同意していません。同意していないのになぜ提供したのか、寺岡参事、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

個人情報保護法第69条1項では、議員おっしゃいましたように、個人情報の目的外利用やほかの行政機関等への情報提供を禁じる規定がございます。しかし、同条第2項では、目的外利用や情報提供を例外的に認める規定がされております。

この69条第2項の第3号でございます。読み上げます。

「他の行政機関、」、この場合、議会も含まれます。「独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」というふうに定めてあります。

今回、市長から議会への情報提供につきましては、先ほど申しあげました議員によるハラスメント防止対策のためであるということで、目的外の情報提供ではございません。またさらに、この調査は議会の依頼を受けて実施したものであること、そういうことなどを総合的に判断して、情報提供することについて相当な理由があると判断しています。また、この提供に当たっても、市としては公表しない情報であるということを申しあげた上で提供しているものでありまして、当該情報は慎重な取扱いが必要であることを示した上で提供しています。

最終的には、全員協議会を踏まえて、議会にて氏名情報を開示情報として取り扱われることと決定されましたが、そもそもこの調査につきましては議会からの依頼を受けて行った調査でもあります。その決定に対しては尊重すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

議会の決定を尊重する、その法的根拠を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

議員御承知のとおり、地方自治体は二元代表制ということで、市長、それと議会、この2つの代表がいらっしゃいます。

市長が議長に対して、例えば、要請等はすることができるかと思えますけれども、今回につきましては、それを踏まえた上でも議会は開示情報として決定をされたということで、それを市長が覆すといえますか、その決定は物を言える立場にないというような捉え方でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

市議会議員のハラスメントの個人情報を収集することが特定の利用目的というように言われましたけれども、それは恐らく裁判になったらなかですよ。

そして、その64ページ、先ほど言いよった、69条の第2項第3号というとは、69ページのことですか、個人情報の保護に関する法律の。「前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定を妨げるものではない。」ということでしょう。そういうことを言いよるわけでしょう。69条の3項でしょう。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

69条第2項第3号の規定を先ほど読み上げさせていただきました。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

他の行政機関、独立行政法人等というところね。地方公共団体の機関には議会が含まれるということでしょう、2項のね。

それで、相当な理由というか、ちょっとここでいろいろ言うても、見解の相違のあつけんが。ただ、ちょっと話ば聞きよったっちゃ無理のあつところのあつですよ。

そしたら、自分たちは個人情報保護法の違反にはならないということを言いよつわけですかね。うまいところ言うたですね、それは。

それでは、地方公務員法の34条は抵触しているという話だったですね。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

お答えいたします。

地方公務員法の守秘義務につきましては、これは一般的な法律でございまして、ほかの法律等の規定を阻害するものではないということで、個別法の優先というような考え方になろうかと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

個別法の優先であろうと何であろうと、私の個人情報には変わらんじやなかですか。私の個人情報をあなたたちが集めたわけでしょう。言ったこともないようなことを53件と書きちゃっですね。全く覚えのなかもん。自分で言うたことは分かつですよ、自分で言ったことは。

寺岡参事は、自分で言ったことの相手のことの分かつけんが情報公開せんて言うたですよ。認識、識別、それぞれね。これでは何も分からんわけ。ここのあるとは分かつですよ、自分の言うたとは。

例えば、本当は言うつもりなかったとばってん、要するに事業者を連れてきて、断ったらひどく怒られたと書きちゃったですね。あれはあれなりに言うつもりなかったですけれども、業者の人を連れていって、これを鹿島市で何とかしてくださいと。そしたら、東京の商談会で出しますと。いや、東京じやなかですよ、鹿島でお願いしよっじやなかですかと、山崎部長も知っとなさばってん。そしたら、一緒に来た方が泣かれたとですよ、あまりの悔しさに。それで、市長のところに来たですね、2人で相談しに、そのときに来ました。そういうふうな自分が言ったことは分かるわけですよ。ただ、分かったからというて、その人に何かという気持ちはなかですよ。そのときはそのときやっけん。ただ、あとはもう何も分からんじやなかですか、これは。廊下で大声を上げたとかなんとかと書きちゃっばってん、全然分からん。公民館で何とかとか、公共施設を利用して何を、うちの親戚も何もおらん。

だから、53件は何を私が言ったんですかと。1月から3月までは何も市役所の職員さんと話したりもしていないですよと。何で14件のハラスメントがあるんですかと聞きよっわけでしょう。何にも私は証明もできない。やっここで今反論することができました。今まで2か月の間ずっと、本当に苦しい思いをしてきました。いろんな同僚からも大丈夫ねというて電話がかかってきたりしました。

ただ、自分の真実を話すことができないわけですよ、あなたたちが教えんけん。教えたっ

ちゃ、その人のことを私が殴ったりするわけなかじやなかですか。本当だったら謝ればよかわけです。私はそがん思うとっですよ。

私の情報をあなたたちが漏らしても、地方公務員法の34条には該当しないということですね。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

すみません、途中で申し訳ありません。

議員のほうがそういった言動、行動、言わない、言ったことがない、全く身に覚えがないというふうなことをおっしゃったかと思いますが、少なくともこのアンケートについては実名で各職員のほうにお願いをいたしております。実名で回答するということは、よっぽど、匿名じゃないわけですから、実名で回答をしてもらっています。そこは本当に切実な悩みであったりとか、心身に不調を来しているとか、そういったところが本当に生に意見が上がっております。そういうところはぜひ御認識をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

だから、私はそれを教えてくださいと言うわけでしょう。その方も覚悟を持って言われているわけですよ。覚悟を持って言われたなら、私に言ってよかじやなかですか。私が何かするわけでも何でもなか。本当に言ったことであれば、本当に申し訳なかったと。

しかし、その職員さんと何十回も会ったことは一回もなかですよ。何か頼みに行っても1回か2回。その方が私の顔も見たくないといったら、10回も20回も行ったということでしょう。行ったこともなか。だから教えてくださいと言っているわけですよ。もうあんまり時間もなかけん。

そしたら、市議会議員から市職員に対するハラスメント実態調査、これはもろうたですね。議会のほうにね、やったでしょう。これはあなたたちと私たち議員だけしか知らんですね。知らんでしょう。議員のタブレットの中に入っっですよ。このタブレットを開けんと、これは分かんですよ。あなたたちがやったとか、ここに写真を張りつけて、4月23日、5月6日、鹿島、高津原、大手、西牟田、中牟田、最後は浜までこれば配ってあるんですね。私の家にも2回入っていました、4月23日と5月6日。やっぱり家族は、もう気持ち悪かというて、警察に言うたがよかよ、お父さんと。警察に相談に行きました。これはいかんですねと、悪意がありますねということで、現在捜査をしてもらっております。市役所のほうにも警察から問合せがあったでしょう。そいぎ、これをやったばっかりに犯罪が発生しよっわ

けですね、やったばかりに。

そしたら、先ほどの話では、この名前の挙がっていたあと5人の人たちの名前も公表してよかわけでしょう。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

ハラスメントアンケートにありましたB議員、C議員等の氏名もというようなことだと思って答弁させていただきます。

今回、議会のほうでハラスメント防止のほう、よりよいハラスメント防止対策を打つためということでA議員の情報提供の依頼がございました。もしこれがまた同じような手順で、全員協議会でB議員、C議員等につきましても氏名の情報提供をお願いしますというようなことがありましたら、同じような取扱いをすることになるだろうと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

私はほかの議員の名前を出してもらうことは別に求めておりません。私のような目に遭うのはかわいそうかですよ。新聞発表されて、ハラスメントで、あったことなかったこと、ちょっと私もあれですけど、そういうことで。

それから、議会も個人情報保護の条例がありますね。議会の職員も秘密の——あなたたちから受けとっけんが、これは議会としても情報は管理せんばいかんですね。そこで守秘義務違反になれば、議会の人も、あなたたちまで、見解が違うやろうばってん、私は守秘義務になっと思うですよ。地方公務員法34条ですね。そうした場合は、そして、個人情報保護法の——これを私、聞こうと思っていた。この情報を流したことによって、市長、犯罪まで起きとっわけですね。このことについては、市長はどういうふうにお考えですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

ビラの配布について犯罪という捉え方をされていますけど、それは私たちはちょっと分かりません。

ただ、議会から求められた情報をそういう文書にして我々から議会のほうに出したというのは、これを今おっしゃったようにビラをまくとか、そういう行為を想定してやったわけではなくて、あくまで議会から求められたものを我々として出したという認識でとどまっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

しかし、結果論は、そういうふうな犯罪が起きとつですよね。犯罪の罪名は分からないと言いましたけど、それは名誉毀損罪もあつですよね。それから、理由なくそういうのを配ったということは、佐賀県迷惑防止条例でありますね、その違反にはなります。警察がどの法律で今捜査しているか分かりませんが、このビラを——あなたたちと市議会議員しか持っていない情報ですね。それを誰かに渡して、私の写真までつけて配ってくださいと依頼しているわけですよね。そこですよね。首傾げる必要なかじやなかですか、当たり前のことを言いよつとやけん、俺は。そいけんが、そこは警察が捜査をしてくれると思います。

それで、個人情報保護法の——市議会もありますね。ということは、徳村議長は個人情報保護法の対象外になります。しかし、地方自治法の第134条第1項、「普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。」ということになつとつです。委員会に関する条例とは、鹿島市議会の個人情報の保護に関する条例で、第12条第2項第1号の個人情報を提供できる場合、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」と規定されております。

業務としては市役所がありますけれども、議会は業務はなかですね。議会は、あなたが言う61条は合致せんですね。議会は別です。

議会は特に、私は徳村議長に、報道機関へ私の個人情報を提供することに同意しておりません。第12条第2項第1号に違反しております。懲罰の種類は、1、公開の議場における戒告、2、公開の議場における陳謝、3、一定期間の出席停止、4、除名となっており、いずれかの懲罰を提出いたします。除名というのは、議員の身分を失わせる懲罰で、重い懲罰ですね。

最後に、法令の遵守について……

○議長（徳村博紀君）

中村議員に申し上げます。

先ほど私に対する発言がありましたので、一言議長のほうから申し上げたいと思います。

先ほど情報公開がありました分を私が新聞に提供したというふうな言い方をされましたけれども、それはありません。

新聞社がきちんと中村日出代議員に取材をされて、それで中村日出代議員がオーケーをされたということで、あの新聞報道は載っているというふうに私は伺っております。私が個人的に新聞報道に投げたということではありません。そこは訂正をお願いします。

○4 番（中村日出代君） 続

訂正する必要はありません。その中身は真意が分かりません。あなたが勝手に言っているだけか分かりません。その新聞社の方に確認してからすることになります。

法令の遵守について、法令を守って仕事をしてくださいとか言うこと自体おかしか話ですね。今までいろんなことがあって、法令を守ってくださいと言ってまいりました。

人事担当の川原政策総務部長、寺岡参事が、個人情報保護法の違反ではないけど、グレーな部分があります。職員等が法律を守って仕事をするようにしていく立場の人が、やっぱりこういう曖昧なことではいかんと思うんですね。

それからまた、ハラスメント問題があってから、市庁舎内で議員の姿を見らんわけですね、市長も分かると思います。なしかというと、職員さんとの会話が難しくなったですね。なぜかというと、どこで決まったか知りませんが、15分でやめなさいということで、要望事項で行きますけれども、要望者の気持ちを伝えることも私たちの気持ちを伝えることも、また、職員さんの気持ちを聞くことも15分じゃできませんよ。何で15分になったかよう分かりませんが、時間ばかり気にしながらお互いに対応しなければいけないようになっております。それだけ市民の皆さんからの要望活動が低調になっているのではないかと感じております。議員も現場の担当の若い職員さんたちも、今の状況をよいとは思っておられませんね。

それで、市長、現在の状況をどのように感じておられるのか教えてください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

議会と我々執行部の関係というのは、いつも例えています車の両輪ということで、お互いがうまくやり取りをしながら市政運営のかじ取りをしていくということになります。

おっしゃったように、いろんな話のお互いのやり取りというのは当然あっていいと思います。その中で、過度に時間を取ったりとか、言動について少し荒いことをされたりとか、そういうことが多く見受けられたということで、今回、我々は議会のほうに、お互いにうまくやっていきたいと思います、そういう意味合いでお願いをした経緯がありまして、今回のように、誰がやって誰がやっていないというようなことを我々が突き詰めて皆さん方に示すというようなことじゃなくて、お互いうまくやっていきたいと思います。そのためには、やっぱりある程度お互いの決まり事を守ってやってもらったらうまくいきますということを前提に、今回いろんなお話をさせていただいたということになります。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

いろいろお話をさせていただいて、私は市長と話したことなかです。やっぱり個別的に話してよかじゃなかですか。もし私がそうしていたら呼んで、中村さん、ちょっとやり過ぎ

とっけん、困っとっけん、こうしてくれんですかと、こう言われたら、分かりましたと、それでよかとやなかですかね。こがん大げさに、さあ、何とか議員が何したかんした、あとの議員さんたちは、何かもうぎすぎすしてですよ。誰でも仲よくしたいと思っていると思うですよ、私も、職員の皆さんも。そいけん、もう少しお互いにお話をして、特定の人とばかり話をしないで、たまには私ともお話を、車の両輪と言われましたけど、やっぱりうまくいったがよかじゃなかですか。それで、仕事は楽しかったがよかじゃなかですか。そういうふうにならなければいけないと私も思っています。

これで終わります。

○議長（徳村博紀君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時25分から再開いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

皆さんこんにちは。9番議員の松田義太でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、私は、鹿島市が直面する課題として、1点目に安心・安全なまちづくりについて、2点目にスポーツによる交流人口の拡大の取組についてという2つの表題を掲げ、質問をいたします。

近年、様々な凶悪犯罪が増加する中、安心・安全なまちづくりのための防犯対策は地域住民の切実な願いです。中でも、子供たちの安全を守るための対策として、これまで登下校の見守り、青色防犯パトロール、防犯カメラの設置などの質問を行ってまいりました。今回、改めて子供たちの登下校の見守りについて、現状と課題について質問をいたします。

まず1点目として、過去3年間の声かけ案件、また、内容について、2点目に、市の補助金を活用した防犯カメラの設置数を地区ごとにお伺いをいたします。

次に、スポーツによる交流人口の拡大の取組についてお伺いをいたします。

スポーツ交流人口、関係人口の創出は、国においても、特に地域活性化、地域創生の重要なポイントとして挙げられております。スポーツの分野においては、鹿島市出身の平河悠選手が男子サッカーの日本代表に選出され、先日のワールドカップアジア予選に出場し、世界の舞台で活躍をされました。また、先日開催された高校総体では、鹿島高校の弓道部が男女とも団体優勝、女子バレーボール部、ソフトボール部が準優勝、レスリングが5年ぶりに団

体戦に出場し個人戦で入賞するなど、活力を見せてくれました。若者の活躍は鹿島市に新たな活力をもたらしてくれます。今後、小・中・高生のスポーツ振興のためには学校の体育施設をはじめ、市内のスポーツ施設の充実が課題と考えます。

そこで、2点お伺いをいたします。

1点目に、市内のスポーツ施設の老朽化が進んでいますが、市民体育館、そして、各地区の体育館施設の状況についてお伺いをしたいと思います。2点目には、鹿島市陸上競技場の芝生の状況についてお伺いをいたします。

以上で1回目の総括的な質問を終わります。

なお、詳細及びその他の項目については一問一答の中でお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

総務課から過去3年間の声かけ事案の件数と内容、また、市の補助金を活用した防犯カメラの設置数について答弁いたします。

小・中学生のいわゆる声かけ事案につきましては、鹿島警察署の管内、鹿島と嬉野と太良になりますけれども、その管内における発生件数として、令和4年度に8件、令和5年度に2件、令和6年度に11件が報告されており、直近3年間の合計は21件となっております。

声かけ事案の主な内容としましては、家がどこかを聞く、年齢を聞くといった質問に加え、無断で子供の写真を撮るといった行為が主なものとなっております。これらの事案は必ずしも全てが犯罪に直結するものではございませんけれども、子供たちや保護者に不安を与える要因となり得ることから、関係機関と連携しながら引き続き注意喚起や安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市の補助金を活用した防犯カメラの設置数についてですけれども、地区ごとに申し上げます。鹿島小学校区が設置箇所7か所で台数が13台、明倫小学校区が7か所で同じく13台、能古見小学校区が1か所で1台、浜小学校区が1か所で1台、古枝小学校区が1か所で1台、北鹿島小学校が2か所で4台、七浦小学校区が2か所で4台、合計で21か所で37台となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口徹也君）

それでは、私のほうからは体育館等の状況と芝生の状況ということでお答えをいたします。まず、体育館につきましては、市民体育館、これまで屋根、外壁、屋内施設の改修を繰り返

返しながら今日まで維持管理を行ってきている状況です。最近また雨漏りが再発しておりますして、防水テープの貼付けや新たな屋根材をかぶせる作業などによりまして雨漏りの箇所は減ってきてはおりますが、先日、6月10日の大雨でまだ数か所の雨漏りが確認をされたこともあり、再度修理を依頼する予定としております。

またほかでは、林業体育館につきましても令和5年度に防水コーキングということで修理をした後、しばらくは止まっておりましたが、その後また再発をしております。ですので、昨年度から今年度にかけて3回修理をしておりますが、まだ止まっていないため、先日の大雨後に再度業者に見てもらっておりまして、こちらも修理を依頼する予定としております。

そのほかの体育施設につきましては、現在雨漏りの報告はあっておりません。一時期、北鹿島体育館の倉庫として利用している部屋の雨漏りがありましたが、今回の大雨でも浸水は見られなかったということで聞いております。

また、陸上競技場の芝の管理につきましては、通常の管理として、水の散布、芝刈り、試合で使用した後は2週間の養生期間を置くというやり方で維持管理を行ってきております。また、春先には施肥、エアレーション、土入れ、除草等の作業ということで集中をして行っているところです。

現在のフィールドの状況ですけれども、そういった管理によりまして、芝の張り替えなしで現在まで来ております。ただ、年数が経過しているというところがありますので、芝の厚みが増している場所や回復が遅くなっていたり、また、部分的には薄くなっているという状況も見受けられるところとなっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

それでは、この後、一問一答で質問をしてまいりたいと思います。

まず最初に、小・中学生の声かけの案件数が令和5年度が2件だったのが、令和6年度は11件という形でやっぱり増えてきている。その前も8件でしたので、ここ最近では令和6年度が一番多かったのかなと思っています。

その中で、4月30日に北鹿島で、ある事件が発生をしました。幸いにも大きな事件に発展しませんでした。市内小・中学校の登下校に影響があったと聞いております。この事件への対応についての検証というのを総務課、そして、教育委員会はそれぞれ事件発生後にやられているのか。特に、各学校、保護者、市民への周知等もあると思いますが、その辺をどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

4月に発生しました事件の情報提供等について申し上げたいと思います。

事件や行方不明者に関する情報、特殊詐欺等、迅速な注意喚起が必要とされる事案について、警察が防災行政無線を直接使用し、地域住民に対して情報提供を行う運用となっております。これは警察が防災行政無線の使用について、市と警察との間で締結された及び覚書に基づくものです。事件等の情報は警察が一元的に把握していることから、防災行政無線の使用は警察主導としております。市は警察からの要請に基づき対応することを基本とした運用としております。

今回の北鹿島での件につきましては、自作自演による虚偽通報であったことが後の警察の調査により判明しましたが、当初は強盗事件として警察から一報が入り、これを受けて教育委員会では、児童・生徒の安全を最優先に登校の延期や自宅待機などの対応を取りました。情報はマチコミメールを利用して各学校から保護者に共有されました。警察は防災ネットあんあんを通じて市民への情報提供を行い、市でも地域の不安軽減を目的に、庁用車による巡回を午前と午後の2回実施しております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

対応について一通り答弁をしていただきましたけれども、今回、防災無線は活用されなかったということで答弁がありました。これについては警察の判断ということでありますけれども、市民への周知ということを考えていく上で、今後この辺の防災無線の活用とかを警察のほうと改めて検討していくことは可能なかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

今回の事件について、防災行政無線の活用に関する警察との連携等について申し上げたいと思います。

今回の事案に関しまして、市としては市民への情報発信の必要性について警察に確認を行いましたが、最終的に防災行政無線の使用依頼はございませんでした。

刑事事件等に関する情報発信につきましては、捜査に関わる機微な情報を含む場合も多く、内容やタイミングによっては誤った認識や過度な不安を招くおそれがございます。このため、そうした事案への対応は基本的に警察が主体となって判断、発信をしています。特に、捜査

中の段階においては、市が独自に情報を発信することがかえって捜査の支障となる場合や誤解を招くおそれがあるため、警察の判断に基づいて対応するというのが適切な運用だと認識をしているところでございます。

また、防災行政無線はその性質上、広範囲かつ即時に情報を伝える手段であることから、発信内容の正確性とタイミングが重要となります。市には限られた情報しか得られない中で市が主体的に判断して発信することは、混乱や誤報のリスクを伴う可能性もあるため、慎重な対応が求められます。こうした点を踏まえ、市としては警察との覚書に基づき、警察からの正式な要請があった場合に限って防災無線を活用するという運用を行っております。

今回の事件の収束後に警察と防災行政無線の活用を含む情報共有の在り方について再度確認を行い、警察の要請に応じて、これまでと同様、適切に対応するとともに、事件解決時には市民の安心につながる情報提供を連携して行うことを再確認いたしております。

今後も警察との連携の下、的確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

最初の答弁のときにこの事件が虚偽であったということでお話がありましたけれども、実際、鹿島小学校でいえば防犯ボランティアのほうにはその情報が来るのが遅かったというので、非常に混乱をされたというところがあったとお聞きしています。とにかく下校時には多くの人に見守り体制という形で立ってもらいたいという連絡等も学校の要望もあったと聞いていますが、なかなかその情報の集約が難しかったのかなと思います。先ほど担当課長がおっしゃったように、警察との連携の中で出せる情報、出せない情報というのが多分あったんだろうなとは推測はできますが、そこは一つの課題があるのかなと思っています。それで、この案件について先ほど検証ということを申し上げました。この後ちょっと教育委員会のほうにお聞きをしたいと思います。

このような事件が発生をし、教育委員会のほうに連絡があったり、学校への連絡があったりとすると思いますけれども、このような案件があった後に学校内の安全対策、いわゆる安全管理体制の総点検であるとか、防犯マニュアル等の検証、また、学校内には防犯カメラ等も設置をされておるとは思いますが、このような防犯監視システムの再確認とかそういうのは今回、事件後なされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

今回の事件に限らず、当然その学校には防犯カメラ等々ついてはいますし、日頃からその点については確認をしていただいていますし、故障があれば教育総務課のほうに御相談いただいて修理をしているという状況でございます。今回の案件に関しましては、本当におっしゃるように、朝の登校時間と重なってしまったので、我々も少し焦ったところはあったんですけれども、そこは教育長、指導主事のほうと連絡を取り合って、一報から30分程度で各学校の校長先生との連絡を取り、その10分後ぐらいには保護者の方に御連絡が行ったかというふうに思っています。

学校のほうでも今回の対応については、こちらからある程度お願いをした部分はありますけれども、それぞれの学校の対応というのもありましたし、当日は学校で時間ごとに職員会議、職員が集まって、その対応について会議をしていただいたところです。当然マニュアルなんかもあるところですけども、今回の事件が結果的にああいう形で収束はしましたが、訓練と言ったらよくないですけども、その災害のときの避難訓練と同様なことが経験できて、今回の教訓を生かしたいということで今のところは終了しているところです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

当日も防犯ボランティアのほうにそういう連絡があったので、市内の学校というか、西部中とか小学校を回りました。お昼まで西部中には校門のほうに立っておられる方がいらっしゃって、対応されているんだというのを感じています。

そういう中で、今回の一つのある事件がありましたけれども、こういう事件があった後にもう一度マニュアルであったりとか防犯カメラであったりとか、そういうのをチェックして、次、本当に何かあったときに対応できるような体制づくりを総務課、やはり教育委員会で―他地区の議員とお話をしていたら、保育園とか幼稚園とか、そこまではある程度情報を流してやって、常に危機管理体制ができるような市の取組が大事ではないかということがありましたので、その点を含めて今後お願いしたいと思っております。

次に、各地区の防犯ボランティアさんの協力によって登下校の見守りであったり、青色防犯パトロールであったり、また、防犯カメラの設置など、地域の御協力を得ながら子供たちの見守りをやられていると思うんですが、ボランティアの課題としては、人員の確保、そして、今取り組んでおられる方の高齢化等が課題になっていると思います。

今後地域治安がこれまで以上によくなればというのはありますけれども、先日の件も含めて、よくなるよりも、今後は厳しくなることも想定しながらその辺の対応をしていかなければならないと思いますけれども、その辺、担当課としてはどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

お答えする前に、日頃から子供たちの登下校時の見守り活動をしていただいているボランティア見守り隊の方々、それから、小グループ、あるいは個人的に朝夕の通学路で子供たちの安全・安心を見守っていただいている市民の皆様に、改めましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

子供たちの登下校時の見守りにつきましては、それぞれの学校の校区ごとに取組の仕方といますか、若干違いはあるところですが、多くの市民の方々にボランティアとして取り組んでいただいているところです。また、学校におきましても、朝の挨拶運動などを兼ねて先生やPTAの皆様方による定期的な見守りに取り組んでいるところです。このほか、子供たちが事件や事故に通学路で出くわした場合に駆け込む場所として、店舗や事務所、住宅など279件が「こども110番の家」として御登録をいただいております。そこではステッカーを貼っていただいたり、のぼり旗を設置していただいておりますし、保護者や子供たちからの不審者情報等に関する訴えがある際には警察署へ巡回の依頼を改めてしますし、教職員の間での見回りの強化などに努めているところです。

質問の中で、見守り隊の方の人数の確保とか高齢化のお話がありましたけれども、昨日の一般質問でも教育長のほうからお答えをいたしました。当然、学校や保護者が一義的に子供の見守り、子供たちのことを守るというのは必要なんですけれども、今、そういう時代というよりも、地域総がかりで子供たちを見守っていくことが重要だと。そうならば、学校の中で保護者懇談会であるとか学校運営協議会であるとか、そういう中で当然協議をしていく必要がありますけれども、警察の方とか交通指導員の方々、関係機関の方々、それらの方々のいろんな協議の場、機会を活用して、子供たちの安全・安心な生活を守っていくにはどうしたらいいかというのをやはり皆さんで考える必要があるかなというふうに思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

先ほど答弁あったように、やっぱり地域で見守っていくということでやっていかなければならない。そこには学校、教育委員会を含めて協力体制をしいてということになると思います。ただ、現状、地域の方々の高齢化等も深刻でありますし、また、人員の確保というのも難しくなっている。それはやっぱり職場の定年等が延びて、60歳ぐらいでリタイアされた方が65歳、また70歳となっていて、なかなかそのボランティア活動ができないという声もよく聞いております。そういう中で、今の中では区長さんであつたりとか地域のボランティ

アの方であつたりとか、何とかやられていますけれども、やっぱり人員的な確保というのが一つの課題になってきている。ですので、それプラスアルファ防犯カメラの設置であるとか青色防犯パトロールであつたりとか、そういうのを取り混ぜながら地域を守る体制を維持していきたいということがあります。

ちょうど7年前ぐらいに、防犯カメラの設置について質問をしたと思います。そのときに鹿島小学校で——大阪の附属池田小学校の事件があつて、それから、当時、民生委員を鹿島でされた方が、これではいけないということで一人で始められたと聞いています。その方と話をすることで、今後、人員の確保は難しいと、その辺を考えながらやっていかんぎいかんよねということで、青色防犯パトロールであつたり、また、防犯カメラの設置、人では対応できないところを、そういうものを駆使しながら地域の子供たちを守ってきたいということでありましたので、その取組が少しずつではありますけれども、先ほど最初の答弁でありましたが、市内に約37基の防犯カメラが設置をされています。

今後、抑止力等を考えた場合は、地域の実情に応じたカメラの設置であつたりとか、防犯パトロールであつたりとか、そういうのを今まで以上にやっていかなければならないと思いますが、その補助等について、市の方針は今後どう考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

今、教育委員会からありましたけれども、各小学校、中学校においてボランティアの皆様をはじめ、教職員、地域住民、保護者の方々による登下校時の見守り活動が継続的に行われております。ボランティアの方も非常に高齢になってきているということで、今後、人員的な確保が大変だということで、今後の課題だと思っております。やはり地域の子供たちを地域全体で守るということで、今後、地域の方と協議を進めながら体制を進めていく必要があると思います。

また、防犯カメラにつきまして、令和2年度から順次、最初は市と県の補助から始まって、今現在は市と防犯協会ということで補助を行っております。補助率は2分の1ということでございます。防犯カメラも順次、今後——今の状況なんですけれども、令和2年から始めておりますけれども、設置台数としましては、令和2年度が6台、それから、令和3年度が11台、4年度が14台と推移して、5年度には6台、6年度にはゼロ台ということで、やや落ち着いてきた傾向が見られるところでございます。今年度につきましては、2地区からの設置の要望を受けているところでございます。

今後につきましても、実績や地域の状況を踏まえて補助制度について検討を慎重にやって

いきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

それでは、午前中に続き質問をしていきたいと思います。

次に、防犯カメラについて質問をしたいと思います。映像のほうを見ていただきたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

これは防犯カメラ、防犯灯を設置されているところです。近隣の方の御協力を得て、このような形で設置をされておりますけれども、実際、防犯カメラを設置する中で設置費用及び維持管理費のほうがどのくらいかかっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えします。

防犯カメラの設置には、カメラ本体のほか、ポールを設置も必要となるため、ポールとカメラを合わせた設置費用は安いもので数万円、高いもので約200千円程度となっております。平均的には100千円から150千円程度と思われます。

維持管理費につきましては、電気代が月額およそ1千円、年間で12千円程度かかります。また、落雷などによる故障に備えて保険に加入する場合、年間数千円の保険料が必要となりまして、これらを合わせて年間の維持管理費はおおむね20千円程度となります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

これまでの防犯カメラの質問の中で、答弁でありました、1つは、令和2年度から6年度の設置状況ということで、鹿島、明倫のほうが多く設置をされておりますけれども、双方と

も7か所13台、7か所13台ということで、14か所ぐらい設置をされています。

先ほどおっしゃったように、最初設置するときにポールの費用等も含めて大体約150千円から200千円、高いところは200千円以上になると。もう一つは、防犯カメラですね。これ自体も、結局、電気代がかからないように、今後のコストを考えた場合にということでソーラー式を取り入れられている部分、また、電気を含めてという形になると思いますけれども、その辺を考えると、先ほどおっしゃったように維持管理費は20千円ということでありました。

鹿島地区を考えると、7か所、7か所で14か所、1年間20千円とすると約300千円ぐらい維持管理費がかかっているわけですね、それが毎年。設置の流れを令和2年度からおっしゃいましたけれども、恐らく近年は設置があまりできていないというのがありますが、これは設置箇所はあるけれども、現場は維持管理のコストを捻出するためにどうやってやっていこうかという形で今やられていると思います。ですから、防犯カメラを設置する場所がないというわけじゃなくて、維持管理をするために今この経費をどうやって捻出するか、そういうことで今検討されている部分があると思います。

ですから、設置をされた部分、また、今後も設置をしていく部分の補助、そして、維持管理費についても少し現場の皆さん方の声を聞いて、市としてやれることがあるのか、少なくとも地域にこれはお願いをするとするのか、その辺はもう一度担当課としていろいろなヒアリングしながら今後の対応策を考えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

まず、この補助事業ですけれども、自主防犯活動を推進する自治会等が行う子供の通学路や公園など、人目が届きにくい場所において、子供への声かけやつきまといといった不審な行為の発生を抑止し、子供を犯罪から守ることを目的として防犯カメラの設置を支援するものでございます。

補助率、補助内容については、制度開始当初の令和2年から変更はなく、防犯カメラの設置費用を対象とする一方で、修理費、補修費、電気代といった維持管理に係る経費については地元で御負担いただくこととしております。実際に導入された集落においても、この条件を御理解いただいた上で事業を実施していただいております。現時点では導入後の維持管理費まで補助対象とすることは想定しておりません。

ただ、今、議員から御指摘ありましたように、かなり維持管理費がかかるということで、現場の声を聞きながら、今後どのような対策ができるのか、検討を続けてまいりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

この取組は約 6 年になると思いますけれども、地域の皆さん方の御協力も得て、設置が進められてきました。しかし、その設置を進めてこられた中でも、やはり維持をしていかないといけない部分はあると思いますので、ぜひ現場の声を聞きながら柔軟な対応をお願いしたいと思います。

もう一点、この事件のときに思いましたのは、各地域で防犯カメラを設置されている部分と、もう一つは市内の公共施設、公園とか——旭ヶ岡公園だったりとか中央児童遊園だったりとか、そういうところに防犯カメラの設置がされていると思いますが、やっぱりこういうときだからこそ、本当に防犯カメラが稼働しているのか、ぜひこの機会に全てのチェックをお願いしたいと思いますが、担当課、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えします。

先日、北鹿島とは違う場所で事件があったということで、警察の方が防犯カメラを見せてくださいということで見ようとしたところ、雷で故障をしていたということが判明したということです。何かあったときにしかなかなかカメラとかは見ないものですから、知らないうちに故障していたということがままあるのかなというふうに思います。

ですので、小まめに点検をすることが大事だと思いますので、そこら辺の声かけも各地区にしながら周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

それでは、この防犯対策について、最後の質問をしたいと思います。

こちらはぜひ教育長のほうに答弁をお願いしたいと思います。先日、テレビの報道であってございました。先ほども質問の中で言いましたけれども、2001 年 6 月 8 日に附属池田小学校の事件が発生をしました。8 人の方が亡くなり、15 人の方々が重軽傷を負われたという事件で、毎年追悼の集いをされているということで、先日、報道等もありまして、いろいろ新聞等の検索をしました。その中に児童代表の今回の挨拶がありました。ちょっと読ませていただきます。

私たちが学校で安全に安心して生活を送ることができるのは、たくさんの方々が安全・安心について考え、仕組みをつくり、受け継いでこられたからです。その思いを引き継ぎ、一人

一人が自分にできることを考えて、命を紡いでいく努力をし続けることを誓いますと。

この学校においては、毎年いろいろなことを想定して防犯対策の訓練等が行われているそうです。もう一つは、科目に安全科という科をして、授業等もやられているそうです。

鹿島では幸い大きな事件はあっておりませんが、今の時代、何が起きてもおかしくない時代でありますので、こういう事例を教訓にして、鹿島市の教育、特に小学校、中学校、もしくは保育園、幼稚園の子供たちも一緒ですが、地域で子供たちを守っていくということをもう一度私たちは考えていかなければならないと思います。

そういう意味で、今回の事例を基に質問させていただきましたので、よければ教育長の御見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（徳村博紀君）

吉牟田教育長。

○教育長（吉牟田一広君）

昨日、総がかりというキーワードを出しました。学校だけでは子供たちの安心・安全は十分に守れないと思っています。ですから、地域総がかりで隙間を埋めながら守っていく必要があると思いますし、あってはならないことでありますけれども、こういう世の中の事案をきっかけとして、仕組みの見直し、意識の再確認、それをやっていくことが大切だと思います。そういう地域に守られた鹿島が大好き、つまり、鹿島愛の実現を目指したいと思っています。

○議長（徳村博紀君）

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、スポーツ振興についてということで質問をさせていただければと思います。

最初の総括の中で御紹介をしましたが、サッカーにおいては平河悠選手、そしてまた、鹿島高校の各部活動は今本当に頑張ってくれて、すばらしい成績を収めてくれました。やっぱりこのことが私たちのまちづくりにおいても大きな力をもらえることだと思います。

そういう中で、先ほど最初の総括質問で各市内の体育館、また、陸上競技場のことについて質問をさせていただきました。やっぱりどうしても市民体育館については、これまでも大規模な改修等がありましたけれども、なかなか雨漏り等が収まらない。これは2年前も質問をさせていただいたことでありますが、中・長期的で考えると、市民体育館についても今後どうしていくのかということを真剣に考える時期に来ていると思います。その辺を担当課としてどのように捉えておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口徹也君）

お答えします。

以前の答弁と重複するところもあるかとは思いますが、現在、市が所有している屋内体育施設につきましては、学校を含めて16施設ございます。このうち社会体育施設については7施設で、一番古い鹿島市民体育館につきましては52年を経過しております。7施設の平均経過年数は約40年ということになっております。多くの施設が長寿命化を図りまして耐用年数プラス10年を目標としておりますけれども、目標の耐用年数年度に到達している体育館もございます。やはり全体的に老朽化は進んでいる状況にあります。

今後につきましては、体育施設の長寿命化、維持管理というところは引き続き継続をしながら、一方では、整備方針について個々にではなく、市内の体育施設全体を見ながら計画を検討していくということが必要だと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

先ほど答弁いただきましたけれども、一番古いのが市民体育館で、1972年、昭和47年に建てられていますけれども、公共施設等の総合管理の基本方針を見れば、大規模改修をしたので耐用年数プラス10年となっておりますが、あと三、四年でその10年を経過するということになります。

体育館につきましては、子供たち、青少年、また、高齢の皆さん方もそれぞれの活用をされています。同時に、投票所であったり、地域の行事等にも使われております。そういうことを考えた場合に、これも以前答弁であってございました。今後、各地区の体育館、学校施設の体育館等も総合的に廃合を含めて考えていく時期が来るということで以前答弁をいただいております。実際、今、市の組織の中でも公共施設の今後の維持管理についての課もできましたし、改めて今の施設の状況確認、そして、スポーツの振興ということで考えた場合には、やっぱり子供たちがしっかりとその体育館で育成ができるということも考えた上での取組をやってほしいと思いますが、もう一度担当課として、再編、また、統廃合を含めて今後の方針等の御検討をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口徹也君）

担当課として個別の施設の状況を見ながらということですので、私のほうから体育施設の分についてはお答えをしたいと思います。

屋内の体育施設等々につきましては、先ほども申し上げましたけれども、16施設ありまし

て、社会体育施設が7施設ということになっております。各地区に学校の施設と社会体育施設ということで、2つずつぐらいはあるということになっております。この数が今現在の鹿島市の人口、各地区の人口に対してその割合的なものがどうなのかとか、それぞれを維持管理していくのに必要となる経費がどれぐらいかかっているのかということにつきましては、やはり一定程度、市の負担ということでは確実に大きなものとなってきております。

具体的にその数をどうするのかとか、どこをどういった形で持っていくというようなところまでは現在のところ検討をしていますが、いずれその16施設という数については、もっと数が減っていく、減少せざるを得ないのではないかという検討状況に現在のところはあるということです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

今後の本当に大きな課題になってくると思います。各地区ごとにあって、各地区に学校もありますので、学校の体育館、地区の体育館をどう活用していくのか、それらをいつまで維持管理をやっていくのか、その辺は今後考えていかなければならない課題であると思います。

もう一つは、今、保護者の皆さんから話をよく聞くんですが、非常に猛暑が厳しいので、鹿島市内の体育館で1か所は空調関係がついている体育館というのを早い段階で造っていただきたい、もしくは空調を取り付けてもらいたいというお話があっています。市内のいろいろな行事についても、鹿島では夏の間、いわゆる来月から9月中旬ぐらいまでは体育館は温度が非常に上がってスポーツ等ができないということで、嬉野の空調関係がついている体育館のほうにそれぞれの行事等も流れています。空調につきましては、非常に多額の経費を持ちますので、すぐにというのは難しいと思いますが、その辺も今後ぜひ考慮に入れていただいて、維持管理を含めて今後の体育館をどうしていくのかというのを考えていただければと思います。

もう一点、陸上競技場のほうなんですけれども、先日、市のスポーツフェスタ等もありましたし、その後も陸上競技場のほうに行っておりますが、その芝生の状況について少し写真を撮ってきましたので、見ていただければと思います。

〔映像モニターにより質問〕

これは先々週の土曜日です。佐賀県の大体南西部の小学校、中学校の陸上をされている方々の記録会がありました。父兄さんを入れて本当に多くの方がこの競技場を利用させていただいております。各学校の先生方とお話をしますと、やっぱり鹿島の陸上競技場があつてこういう記録会ができて本当にありがたいという話で、今後もぜひ維持管理等も含めてお願いをしたいという話がありました。以前、私たち全協でもありましたけれども、今年11月で恐らく3種公認が外れて、今後のこの陸上競技場の活用も私たちは考えていかなければなら

いと思います。

その上で、まず芝生のほうなんですけど、見ていただくと分かるんですが、管理上ちょっと厳しいところも出てきているのかなと思います。以前の質問でも、芝生につきましては大体10年で更新をしていくと、もしくは最長で15年ぐらいという話でありましたけれども、鹿島市の場合は丁寧に使ってきているので、今恐らく27年目ぐらい更新をしないまま来ていると思います。ただ、実際は競技場の芝生については少し厳しい状況も出てきていると思います。特にサッカー関係につきましては、本当はこの競技場で練習等もやったり、大会等もここでという形になるんでしょうけれども、現状厳しい部分が出てきています。

ですから、この芝生の張り替えというのも以前、2年前に質問をしたときに、大体90,000千円から1億円かかるということで答弁をいただいております。実際今、担当課ではこの芝生を今後どのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口徹也君）

芝生につきましては、基本的には先ほど申し上げましたようなメンテナンスということでお願いをしております。また、維持管理の範囲でできる補修については、随時取り組んでもらっているところでございます。全面張り替えということになりますと、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、天然芝への張り替えで1億数千万円は現在予算が必要と言われておりまして、いついつ張り替えをしたいということでの計画というところまでは組めていない状況でございます。

また、日頃の練習等に使われるということであれば、例えば、管理がしやすい人工芝の検討も必要かと考えるところですが、その際、また施工費用は天然芝の数倍かかるということで、そちらのほうも今現実的ではないということと考えているところです。

いずれにしましても、大きな改修ということになりますと多額の費用が必要となってきますので、社会体育施設全体の中での優先順位、計画立てということをしていく必要があるということと考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

これまでも大事に維持管理をされてきたので、何とか持ちこたえられているのかもしれませんが、やはりこれでは限界があると思います。できれば早い段階でこの状況をどうしていくのかというのを検討していくべきではないかなと思いますし、先ほどおっしゃったように、市全体だけでこの事業をやるとすれば、おっしゃったような費用がかかります。今よく各自自治体で使われているのがスポーツ振興くじ、いわゆるtotoとか、そういうものの助成金を活用

すればそれなりに補助が出ると聞いております。ですから、鹿島市においても今すぐそのお金を芝生に替えてくれということよりも、3年後、5年後を見据えた上でそういう助成金の研究、いかにして自分の財政で、厳しい部分をほかの助成金を使ったりとか補助金を使ったりしながらやりくりをやっていくのかというのを研究していくことが大事じゃないかなと思います。

いつもこの公共施設になって財政課のほうに質問しますけれども、やはり補助金、また、有利な起債であったり、そういうのを考えながら今後の計画を組み立てていきたいという答弁がいつもありますけれども、今、芝生の張り替えについてもそういう助成金があるとすれば、そういうことも検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口徹也君）

お答えします。

議員おっしゃいますように、今回の芝生に限らず、いろんな施設の維持改修等につきましても、財源として一般財源だけでは厳しいというのは必ずついて回ることでございます。特に、toto等につきましてはスポーツ振興くじということで、こういった施設の改修のほうには向きの財源ということではあると思っておりますので、そういったところも含めて財源の検討等を行いながら、今後の計画というところを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

ぜひお願いをしたいと思っております。

次に、昨年、全国のスポーツ大会が佐賀県でありました。その当時、前から県のほうではSAGAスポーツピラミッド構想ということで、スポーツの活用ということで力を入れてこられました。今年、2月県議会において県では、SAGAスポーツピラミッド構想推進条例が制定されました。アスリート、そして、指導者の育成、練習環境の充実、また、スポーツビジネス等の推進に積極的に取り組んでいくとなっております。

そういう意味では、県と同様に鹿島市においても、県との連携をはじめ、やはり小学校、中学校、もしくはその下の保育園児であったり幼稚園児でありますけれども、そういう子供たちからの人材育成を市として全面的に積極的に取り組んでいくことがまた新たな鹿島市の活力を生み出すのではないかなと思いますけれども、担当課としてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口徹也君）

お答えします。

佐賀県では、2018年度から掲げられてきておりましたSAGAスポーツピラミッド構想が2024の国スポ・全障スポを経て今年3月に推進条例という形を取っておりまして、県がスポーツの力を生かした人づくり及び地域づくりに挑戦していくということが宣言をされております。

鹿島市でも、そのスポーツの力を鹿島の元気につなげて、「する」「観る」「支える」、スポーツに関わる全ての人により豊かな生活を送ることができるよう、今後もスポーツと触れ合う場の提供に取り組んでいく旨の所信を市長のほうから3月に表明がされております。

鹿島市におきまして、育成というか、動機づけというところでもあるかと思いますが、スポーツ選手を間近に見てもらうなどの体験ということで、スポーツ合宿に来た大学の選手たちによります小・中学校の児童・生徒たちとの交流事業というのは、それに当たるのではないかと考えております。新型コロナの時期には途切れておりましたが、スポーツ合宿受入れの条件ということでしておりますので、今後も合宿に来られた際には子供たちとの交流を続けていくことになっておりまして、メジャーなスポーツイベントに出場するアスリートと触れ合える場として、引き続き子供たちにとって貴重な機会になるものと考えております。

また、スポーツを頑張っている子供たちへの支援ということで、鹿島市スポーツ振興基金補助金につきましては、出場選手の環境を整え、青少年のスポーツ振興を支えるという観点から、補助の上限額を増額しております。市内の小・中学生が市の代表として出場する九州大会や全国大会の交通費と宿泊費への補助、3分の1以内でございますが、となっております。これが4月から、一部を申し上げますと、九州での大会が1人当たり3千円だったのが1人当たり5千円に、全国大会、関東以北、中部関東以北につきましては、1人当たり5千円だったものが1人当たり15千円を上限に増額しております。10人以上は10人分を上限としますが、海外、また、長期大会については別途協議するという形で整備を行っております。

こういった取組や、先ほどお話しした施設の維持管理などでもSAGAスポーツピラミッド構想とリンクして、より充実した取組にできないかなどの情報の収集や相談というところはしっかり行っていきたいということで考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

いろいろな支援策があると思いますので、今後も検討していただきながら考えていきたいと思います。

昨日の質問の中で部活動の移行についての御質問があったと思いますが、その中で教育長

のほうで今後の部活動の地域移行についてということで、生徒が希望するスポーツ、文化についてはできるだけ確保をしていきたい、そして、部活動の地域移行ではなくて、地域全体で支える地域展開をやっていききたいという形で答弁をいただきました。また、令和8年度から3年間という形になると思いますけれども、地域コーディネーターのほうも検討しながら進めていくという答弁だったと思いますが、今現在、市内の2つの中学校の中で、外部指導者、また、2017年から始めました部活動指導員、この今の状況はどのようになっていますか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

部活動指導員、それから、外部指導者についてお答えをいたします。

令和6年度でいいますと、西部中のほうに部活動指導員がお二人、東部中のほうにお二人いらっしゃいました。令和6年度、同年の外部指導者、西部中に3人、東部中に1人いらっしゃいました。今年度、令和7年度につきましては、西部中学校の部活動指導員が5人、東部中が2人、外部指導者としては西部中が2人、今年度は東部中のほうはゼロ人となっております。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

答弁いただきましたけれども、すみませんが、どういうスポーツにこういう指導者の方が入られているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

すみません、大変失礼いたしました。令和6年度ですと、西部中では部活動指導員に入っていたのがバスケットの女子、それから、サッカー。外部指導者の方が入っていたのがバスケットの男子、陸上、卓球の女子です。東部中については2人の部活動指導員さんがバレーボール、それから、ソフトテニス。外部指導員の方が剣道ということです。今年度につきましては、西部中の部活動指導員がソフトボール、バレーボール、バスケットの男女、それから、吹奏楽。東部中学校のほうで部活動指導員の方が入っていらっしゃるのソフトテニス、それから、剣道です。西部中の外部指導者の方はバスケット、それから、剣道、以上のようになっています。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

多くの方々がそういう指導に携わっていただけるというのは地域にとって非常にありがたいことだと思いますし、多分、各学校においても非常に助かられると思います。恐らくこういうことが少しずつ発展をして、地域展開、また、移行が進んでいくんじゃないかなと思いますけれども、昨日、教育長もおっしゃいましたが、地域全体で支える意味で、この部活動というのは地域展開をしていきながら、地域の方々とのつながりをぜひ持っていただきたいなと思います。

もう一点は、非常にうれしい光景が先日ありまして、蟻尾山のクロスカントリーのほうをウォーキングしていたときに、1つは、今回名前を出しておりますけれども、平河悠選手があのかrossカントリーをトレーニングとして走っておられました。あの姿を見ると、陸上選手になられたら本当にすばらしいアスリートだっただろうなと思うぐらいの速さでありましたし、国際舞台で活躍してくれる選手が自分の地元で練習をしているという風景は非常にうれしく思いました。

もう一つは、西部中の陸上部だと思いますけれども、こちらのほうは県内一周駅伝の選手の方が中学生と一緒に走っておられました。やはりそういうことの積み重ねが恐らく今後地域において子供たちを育成していく、学校プラスアルファ、地域での育成につながってくるんじゃないかなと思います。

ですから、今後はやはり小さなときから地域との関わりを持つ、また、スポーツの関わりを持って、ぜひ人材育成に努めていっていただきたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

議員おっしゃるように、鹿島からは平河選手をはじめ、有名な選手を数多く輩出しているところです。スポーツの力というのは、やっぱりすることも大事ですけど、周りに感動も与えるということで、まちづくりにとっては一つの大きな活力になってくるというふうに思います。

そういう意味で、さっきおっしゃったいろんな施設が今老朽化をして、それを受け入れる体制がまだ十分ではないというふうに思いますし、今、公共施設のマネジメント、そういうことで施設全体をどういうふうにしていくかということと、今、猛暑、酷暑の中ですので、夏の施設をちゃんとしていかなければいけないというのは鹿島にとって今大きな課題であるというふうに思います。

松田議員もスポーツにいろいろ力を入れておられる、そういうことも伺っておりますので、市民の皆さん方がスポーツというものをより楽しく、より魅力あるものを感じてもらえるような、そういうふうな取組を我々もしっかりと進めていかなければいけないというふうに

思っております。

○議長（徳村博紀君）

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

先日、市外のサッカー関係者の方からお話を伺う機会がありました。やっぱり鹿島はすごかねという話でした。よかぎ、鹿島でサッカーのレジェンドセミナーをしたらどうですかという話で、平河悠選手、また、今、ベガルタ仙台にいる、鹿島も縁のある片渕浩一郎ヘッドコーチ、また、その前、一番最初に東部中から国見高校、早稲田大学、そして横浜フリューゲルスに行かれた原田武男選手、全国でも非常に有名な選手の皆さん方が鹿島から輩出をされていると。こういうのは県内にはめったになかですよと。だから、そういうセミナー、講演会を開いて、年に1回、年に2回とか、そういう感じにして、鹿島だけじゃなくて、この南西地区、西部地区の子供たちを集めて、講演会であったり、サッカー教室であったりされたら多くの方が鹿島に集まりますよという話もされておりましたので、ぜひこういうことも今後の企画として考えていただければと思います。

ちょっと時間が少なくなりましたので、最後に1点、先ほどのSAGAスポーツピラミッド構想の中で、先日、白石町の取組について勉強させていただきました。白石町が中学校の統廃合をして福富中の体育館が使われていなかったのも、こちらのほうを県と共同しながら体操の施設を新たにリニューアルされました。1年たたないんですけれども、約80名の部員がいらっしゃるそうです。県外からその取組をやられている体操の第一人者の先生がいらっしゃるということで、県外から白石のほうに住まれて、移住をされて、そういう形でのスポーツの発展というか、やられているとお聞きをしました。ですから、白石で体操ですかという話を最初したんですけれども、やはりそういう可能性をそれぞれの自治体が秘めていると思います。

財政的に厳しい面は多々あると思いますが、新たな展開として、先ほども申し上げましたけれども、公共施設のマネジメントについて、そういう展開も考慮をしながらやっていけば、新たな方策が見つかっていくのではないかなと思いますので、その辺、今年から担当課長になられた、担当課の話を聞かせていただければと思います。

○議長（徳村博紀君）

中尾公共施設マネジメント室長。

○公共施設マネジメント室長（中尾勝徳君）

白石町の事例は、官民が連携した公共施設の有効利用であると承知をしています。行政と民間が連携した手法など、いろいろな角度から施設の有効利用を探っていくことも公共施設マネジメントの取組の一つと承知をしておりますので、白石町の事例も含めまして、様々な取組の研究や実証など取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（徳村博紀君）

9 番松田義太議員。

○9 番（松田義太君）

スポーツは子供たちから高齢者の皆さん方も全てが関わられる部門でありますので、ぜひ地域のスポーツ施設の充実等も含めて、皆さんと一緒に人材育成も含めて頑張っていければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

以上で9 番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。2 時から再開いたします。

午後 1 時47分 休憩

午後 2 時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

皆さんこんにちは。12番議員、伊東茂です。

本年度4 月以降も物価高騰は続き、米をはじめ、食料品を中心に家計を圧迫しております。少子化はさらに加速し、2024年、国内出生率は70万人を割り込み、68万6,061人と過去最低となりました。鹿島市も同様に少子化、人口減少は加速をしています。将来の労働力不足、国内市場の急激な縮小、社会保障制度の崩壊の危機が叫ばれています。

来月7 月には参議院選挙が控えております。各政党、目先の選挙対策だけではなく、将来へ向け大局的な政治を進めることを議員として国へ要望していきたいと思います。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

今回の質問は、鹿島市を支える社会資本整備について、そして、鹿島市の観光振興についての2 項目を行います。

まず初めに、鹿島市を支える社会資本整備について質問をいたします。

今6 月議会、開会日、市長による提案理由の説明、いわゆる演告の中で、社会資本整備について、今年3 月、佐賀市から太良町までの有明海沿岸を通る道路が「ありあけ海道～トレジャーロード～」として国土交通省の日本風景街道九州ルートに新たに登録されたことを述べられました。このことは昨日の一般質問でも松尾征子議員が取り上げられました。私は少し違う視点から、これについて質問をしていきます。

私も鹿島から太良、諫早へと有明海沿岸の道路を車で走るとき、風光明媚な自然景観は本当にすばらしいと感じています。道路は車を走らせ、輸送としての役割だけではなく、地域

ごとの生活環境や名所、観光地へと案内をしてくれます。

鹿島市内を走る道路に目を向けると、面積が112平方キロメートルのこの鹿島市の中に入り組んで道は続いています。唯一直線に近いのは207号バイパスではないでしょうか。

過去、バイパスの開通後、何回となく沿線開発、農振地域除外について質問が行われてきました。平成15年に暫定2車線の供用が開始され、令和2年に4車線全線が供用開始となりました。交通量も格段に増えています。

現代社会は、多様な価値観を持つ人々で成り立っています。従来の固定観念にとらわれず、持続可能な社会を目指すためにも、バイパス沿線の有効利用を進めるべきと改めて考えます。有明海沿岸道路福富―鹿島間延伸を念頭に置きながら、さらには、鹿島―諫早間は現在のところ構想路線として位置づけられています。鹿島市の将来を考えれば、バイパス沿線開発は必要不可欠と感じます。松尾市長が考えるバイパス沿線の社会資本整備についてお答えください。

次に、有明海沿岸道路（福富―鹿島間）整備推進活動について質問します。

先ほどと同じく、開会日、市長の演告で、有明海沿岸道路の早期整備や国道498号武雄―鹿島間の早期事業着手の実現に向けて、整備の必要性や地元の熱意を国や県に対し強く訴えていきますと述べられました。

私たちのこの鹿島市議会、地域交通まちづくり特別委員会では、宮崎県庁へ行政視察を行い、宮崎県的高速道路整備推進活動について研修を行ってきました。東自動車道建設推進協議会、九州中央自動車建設推進協議会では、北九州や延岡で地方大会を実施し、都内で中央大会、国土交通省、自民党へ政策提言など、活発な整備推進活動を展開されています。意見発表や提言など、各自治体担当者や国会議員、地方議員が総力を挙げ、完成後の経済効果をアピールし、活動されています。鹿島市が中心となり、白石町、太良町、諫早市と連携し、早期整備着工に向けた地域住民の熱意をアピールする大会、意見交換会やシンポジウム等の開催をすべきと考えております。

国土交通省九州整備局から鹿島市役所へ出向されてきました手島建設住宅課参事に、他県や他市での道路建設促進期成会での要望活動、意見発表大会等について事例をお聞きしたいと思います。

次の項目、鹿島市の観光振興について質問します。

新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行した令和5年春以降、鹿島市を訪れる観光客も徐々に増えてきました。インバウンド観光客も浜宿を訪れ、ゲストハウスまるは非常ににぎわっています。観光列車「ふたつ星」「36ぷらす3」など人気観光列車の効果、また、昨年度の天皇皇后両陛下の行幸啓の効果も加わり、「HAMA BAR」の年間売上げは昨年度20,000千円を超えるようになりました。

私はこれからも祐徳神社をはじめ、浜宿など、鹿島市を訪れる観光客は伸びる要素が十分

あると感じています。一昨年の文教厚生産業委員会と鹿島市観光協会との意見交換会の内容を取り入れながら、鹿島市の観光振興について質問を行います。

かしま観光戦略Ver. 3.1、こういうふうな資料があります。（資料を示す）これは平成21年かしま観光戦略プランから見直しが繰り返され、第七次鹿島市総合計画の改定に合わせ、令和5年9月に観光戦略が見直されています。本市の観光戦略プランの概略と進捗状況、達成度について、担当課の答弁を求めます。

以上を総括質問として御答弁をいただいた後、一問一答で各項目、掘り下げて質問をさせていただきます。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

私のほうには207号バイパスの沿線開発について所見をとということで、答弁をしたいと思っています。

まず、この207号バイパス、土地利用の考え方です。

まず押さえていただきたいのは、バイパス沿線という場所の議論の前に、どこであろうと、この農地を農地以外にするためには法の手続きが必要ということです。法律ですから、全国どこでも同じルールでやっておられます。農地を宅地化するには農振除外、それから農地転用を経た上で開発が可能ということになります。これまで何度も繰り返し議会で同じことを申し上げていますし、今回も複数の議員から一般質問をされております。そういうことで、これは鹿島市の固定観念でもなく、国が定めた法律にのっとって進めているということを御理解いただきたいと思っています。

その上で、少し違う切り口で説明をしたいと思っています。207号バイパス沿線の将来性であるとか可能性について触れてみたいと思っています。

議員が言われるように、バイパス沿線が魅力的な場所であることは私も承知をいたしております。現に、沿道サービス型の施設をはじめ、いろんな店舗や企業さんが既に沿線に立地されているということで分かるかと思っています。これら既に進出されている企業さんの進出事例をたどることが、議員の皆さん方への答えの一つになるのではないかと思います。想像するに、有明海沿岸道路、それから、国道498号などの広域幹線道路の接続情報なども踏まえ、敏感に将来の可能性を見いだされ、他社に先んじていち早く経営判断をなさって進出されたのではないかというふうに思っています。

農地転用ができるかどうかは、あくまで案件ごとの審査によりますし、現在進出されている全ての企業さんがルールにのっとって進出していただいているということになります。鹿島市が固定観念で沿線全てに対し開発をストップしているということではございません。これまでの答弁でも、法手続、審査を経た上で開発が可能ということを繰り返し説明してきま

した。

伊東議員がおっしゃるように、現代社会は多様な価値観を持つ人々で成り立っております。ですから、一方的知見からの発言の繰り返しではなく、国道207号は将来、広域幹線道路と接続する、将来さらに発展する可能性のある道路であるということを、お互いで意識の共有しなければいけないというふうに思います。現に、魅力を感じて先んじて進出されている企業さんもあります。現実にはそれは可能であるわけですので、そういった価値ある道路であるからこそ、我々は広域幹線道路の早期実現を目指しているわけです。そのために、常日頃から県、周辺自治体との連携を取りながら国などへの活動を進めているわけです。その価値を、市民をはじめ、多くの人に知っていただくことが大事だろうというふうに思います。

冒頭の話に戻りますけど、結局は法手続を適切に進められた企業が進出されているということになります。伊東議員に対して、農振除外の6要件とか、いろいろそういう細かいことは説明いたしませんけど、そういった一つ一つの要件をクリアできるかの審査が必要であるわけです。何を建てたいかも決まっていない、そういう計画も示されず、ただ農地を潰すということは、現在では絶対にできません。

従来の答弁と表現は少し違いましたが、最低限御理解いただいたということは、開発するためには農振除外、農地転用に関する法手続が必要ですよということは何度も申し上げたいと思います。具体的な計画、つまり企業、店舗の立地、進出の計画を御相談いただくことがまず第一歩です。庁内各課に対しては情報共有を密にし、丁寧に説明をしながら開発に取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

手島建設住宅課参事。

○建設住宅課参事（手島秀康君）

私からは有明海沿岸道路福富―鹿島間の整備推進活動についてお答えいたします。

議員がおっしゃった、鹿島市が中心となり、沿線の市町と連携し、早期整備着工に向けた地域住民の熱意をアピールするシンポジウム等を開催すべきとの御意見につきまして、他県におけるシンポジウムなどの一例を御紹介いたします。

まず、東九州自動車道の整備促進について、東九州軸推進機構におかれましては、東九州自動車道の整備促進についての要望やシンポジウムなどを開催されております。

具体的な取組としましては、昨年4月、東九州軸推進機構が東九州自動車道建設促進協議会と共催で東九州自動車道建設促進地方大会を開催されております。この大会では、基調講演、各県知事・市長アピール、沿線住民代表の意見発表や大会決議などの内容となっており、沿線の福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県をはじめ、多くの皆様が集まり、ミッシングリンクの解消と暫定2車線区間の4車線化の早期実現に向け、必要性を強く訴えております。そ

の他、下関北九州道路建設促進協議会の主催で下関市と北九州市を結ぶ下関北九州道路の早期実現や、豊肥・地域高規格道路建設促進期成会などの主催で中九州横断道路の早期全線開通を目指したシンポジウムや大会などが開催されていると承知しております。

なお、本市における要望活動につきましては、本年５月、国土交通省や国会議員へ幹線道路網の早期整備に関する要望を実施しております。

本市としましても、これまでもあらゆる機会を捉えて、国や県、国会議員に対して有明海沿岸道路の早期整備や有明海沿岸道路鹿島－諫早間及び国道498号鹿島－武雄間の早期事業着手の必要性を訴えてきましたが、引き続き粘り強く地元の声や熱意などをしっかり届けてまいります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

私からはかしま観光戦略プランVer. 3. 1について、概要とその達成状況を説明させていただきます。

かしま観光戦略プランVer. 3. 1は、第七次鹿島市総合計画の策定に合わせて策定いたしましたかしま観光戦略Ver. 3. 0について文言などの整理を行い、令和５年９月に改定したものです。計画期間は令和３年度から７年度までとなっております。祐徳稲荷神社、有明海や多良岳山系の自然、肥前浜宿の歴史的景観などの観光資源を生かした主体的取組により、国内外から観光旅行を促進することで、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた観光産業の持続的発展を通じ、将来にわたる豊かな生活の実現を目指すことを基本理念としています。

このプランでは、観光資源の付加価値の向上、観光振興を担う体制の強化、情報発信の強化、インバウンド対応の強化、広域観光の強化、この５つの戦略を掲げ、それぞれ具体的な取組を明記しております。

プランの達成状況ですが、観光客の動向を見えますと、佐賀県が行っております佐賀県観光デジタル人流分析によりますと、令和５年の佐賀県の来訪者数は対前年比0.9%増に対し、鹿島市は3.4%の増となっております。また、酒蔵ツーリズムや鹿島ガタリンピックといったイベントの集客はコロナ禍前の状況に回復してきており、一定の効果があるものと考えております。

具体的な取組としましては、肥前浜駅では、観光列車「36ぷらす3」のおもてなしに地域の方と取り組んでおります。また、昨年は５年ぶりに、市内の飲食店をはしごして鹿島や嬉野のお酒を楽しめる鹿島はしご酒を開催することができました。道の駅「鹿島」では、令和３年度から取り組んでおりました道の駅鹿島整備事業が令和６年３月に完了し、駐車場の利

便性が大きく向上しました。このほか、修学旅行や国内、国外の誘客に向けた営業活動を積極的に行ったほか、台湾や香港のインフルエンサーによるモニターツアーを開催し、海外インフルエンサーやメディアからSNS等で情報発信をしていただきました。こういったことが功を奏して、SNSで事前調査をして浜宿や「HAMA BAR」を目的地に訪れる人が増えているとのお声をいただいているところです。

広域連携の面からは、鹿島市、嬉野市、太良町の観光協会と自治体から成る肥前路南西部広域観光協議会、通称WETで酒蔵ツーリズムの連携のほか、2市1町にある地域資源を生かした周遊型の観光コンテンツの造成に取り組み、WETでの活動を今年1月に開催された第34回佐賀県GM21ミーティングで紹介させていただきました。

このように、かしま観光戦略プランに掲げる5つの戦略に関する様々な施策を観光協会や地域の方、それに関わる事業所などの御協力の下に展開できているものと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

答弁ありがとうございます。

まず、市長から答弁をいただいた207号バイパス沿線の開発ですね。今までも一般質問で多くの議員が質問してきた中で、やっぱりおっしゃっているのは法の手続きですね。ここをクリアせんといかんと。もちろんそれは分かります。農業振興地域になるときに、その当時は多分、北鹿島の農業関係者の方たちもいろんな圃場整備であったり、そういうふうなのを条件として、きれいにさせていただいて、そこが農業振興地域になっているとは思いますが。

しかし、それから20年以上たっているわけです。そう考えると、やはり私は、市長も先ほどの答弁の中でおっしゃったように、将来的には、福富―鹿島間の有明海沿岸道路が延伸してきたら、もうここでつながるわけです。それと498号、武雄までの高規格道路というか、それができたら、そこが結局交わるところになる。だから、そういうふうなことを考えると、法の手続きは大変かも分からないけど、それを市長として乗り越えてもらいたいんですよ、私は。そうじゃないと、これから先のことを考えると、やっぱりちょっと鹿島市が不安になってくるんですね、この後の質問の中でもいきますけど。

〔映像モニターにより質問〕

私が今回これを質問の中に取り入れたのは、開会日のときの市長の演告もあるんですけど、ここに画像がありますけど、今ここに出ているのが、北鹿島のマクドナルドさんの裏手のほうに出来上がっているコンテナホテルです。これは江北にもありますね。これは全国で展開をするHOTEL R9 The Yardというグループが、全国47都道府県全ての地区にこれを造っていらっしゃいます。北鹿島のコンテナホテルだけで、これがずらっと並んで、これが2列にな

りますから、四十数部屋あるわけですね。もう間もなくしたらこれがオープンするだろうと思います。こういうふうなのができるということは、やっぱり業者の方はこの場所は十分需要があると調査して鹿島に進出をされていると思うんですね。

今、北鹿島——北鹿島に限らず、バイパス沿線、このバイパスは4車線の供用になって交通量が格段に増え、それに伴って集客力を備えている地域に変わってきたんですね。このホテルと同じように、今このバイパス沿線へ出店を考えていらっしゃる産業はたくさんあると思うんです。一番は飲食業のチェーン店です。すし屋さんであったり、中華料理のお店、いろいろありますね。そしてまた、ガソリンスタンドの移転も考えるでしょう。そして、商業施設など店舗は張りついてくると思います。それにはやはり農振地域除外がなければ造れない店舗もあると思うんですね。これがそういうふうになれば、このバイパス沿いを中心に、商圈は半径10キロ以上は広がると考えられます。そうなれば、鹿島という地域の活性化の起爆剤となり、鹿島の魅力度をさらに高めると私は考えております。

今私が言ったようなことを再度、市長、頭の中に入れながら、207号は北鹿島から浜のほうまで続いています。特に私がお願いしたいのは北鹿島のエリアです。この有効利用について、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今この北鹿島のバイパスの話、私さっき話したんですけど、都市計画マスタープランというのがある、ここの地域はまだ農振地域であります。

例えば、武雄の例をよく出されますけど、武雄という土地柄は国道34号が通っています。それと、今回新たに新幹線が通りました。そういう意味で交通の利便性、鹿島と比べると、まだまだ向こうのほうがいいということで、そういうことを考えられて、あそこのバイパス沿線にいろんなお店とか企業が張りつかれたというふうに思います。

それが今度、鹿島の場合はどうかということです。今、有明海沿岸道路福富—鹿島間が鹿島側からできますという話をしましたし、498号については1キロのルート帯ができて、今からどこを結節点にするかという話が大分、話としては進んできました。ただ、まだ決定していません。そういうことを目途として、いろんな企業が、そういうことであれば来たいと思われることは十分あると思います。

ただ、今からこれが計画にのって事業が走り始めるというのは、実際しばらくかかります。そこを考えたときに、企業としても今進出するべきか、もう少しという、いろんな考え方があると思いますし、我々はあるべく、議員がおっしゃったように、沿線開発が進めばいいなと思っているんですけど、ここを農振除外した場合に、鹿島市が企業を誘致するために農振除外をすれば、おのずと下水道の整備であったり、いろんな整備を事前にやらなければなり

ません。そういうことにもまたお金がかかります。

もう一つは、先日6月10日に雨が降ったときに、あそこの少し上の道路が冠水してしまいました。通行止めになりました。やっぱりこの地域というのは、浸水対策というのも一つ考えなくちゃいけないという地域になります。今、浸水シミュレーションを、以前は中だけしていたんですけど、そういう企業進出してくるときに、上流からの水のことも考えて、現実的にはどういうふうな浸水シミュレーションができるのかというのを今お願いしております、それができて、じゃ、その浸水に対してどういう対策が打てるのかというのを今後検討していかなければいけないということです。

何度も言いますが、企業が来られることは私たちもやぶさかではありません。ぜひそういうふうに来ていただきたいと思いますし、いろんな国道の整備状況、そういうことを見ながら進めていかなければいけないというふうに思っています。

熊本のTSMCがあそこに行きました。あそこの地域はもうすごいですよね、開発が。ああいうような激変化、物すごく状況が変われば、我々としてもすぐ対応をしていかなければならないんですけど、今のところ、その道路の状況、有沿道路とか498号の状況が今ずっと変わりつつあります。そういう状況も見ながら我々は検討していかなければいけないと思っています。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。市長がおっしゃるように、私もちょっと頭の片隅でよぎるのが、雨天時の浸水対策、それはやはりバイパスから武雄方面に向かう、あっちのほうはやらないといかんと思いますね。

だから、市長もやっぱりもう分かっているような答弁ですね。まず、鹿島ー福富間の工事、これは国が工事をやるわけじゃなくて、県事業なんですよ。そうなってくると、もちろんアピールをこれからしていかにといかにばってんが、やっぱりある程度年数はかかるかと私も考えます。498号もまだ今歩き出したぐらいです。だから、それを考えると、もう少し年月はかかると思います。その間に、さっきおっしゃったように、下水道の整備をした場合、いろんなやっぱりそれに整備をするのに相当なお金がかかります。それと、雨水時の浸水の対策を考えると、それもどういうふうを考えるか、ちょっと財源が必要だなという気はします。でも、やっぱりそういうふうなのを、鹿島市がずっと合併をして鹿島市となつてから、どこかの区切りのところでやっていかにといかんわけですね。このバイパスを造ったのも20年ぐらい前にそうだったわけですよ。

だから、そう考えると、現市長の松尾市長がその辺りの先のことも考えながら、少しずつでも何かしらこの地域に対策を考えて、いつでもそういうふうなことができるように準備

をしておいていただければと思います。

次に、手島参事から御答弁いただいたように、私たちが行った宮崎で聞いた東九州自動車道の推進協議会、この大会は聞いておりました。それと、先ほどおっしゃった下関北九州道路の大会ですね。やっぱりこれは、宮崎に行ったときもお聞きしましたが、どれだけ造ってほしいか、熱意がないと駄目だと、これを行動に起こさないと駄目だということをおっしゃっていました。

だから、私は、これはやっぱり市長が先頭に立ってやってもらいたいんですよ。令和4年に西九州の新幹線が開通した後、福岡から鹿島間の特急の本数は40本から14本に激減しましたね。さらに、3年後、今年の秋ですよ、秋のダイヤ改正では上下10本まで減ることが予想されています。一刻も早く鹿島まで有明海沿岸道路の延伸、この10キロを造らないと、鹿島市は本当に、昔よく言われていました陸の孤島になってしまうと。それこそ、松尾市長は議員から市長になられています。このいきさつも全部知っていらっしゃると思います。危機感を持って取り組まなければならないと私は強く思っています。私も松尾市長と同じぐらい、議員のときも一緒でしたから、どれだけ悔しい思いで長崎本線が上下分離になったか、その辺りも分かっています。

それだったら、やっぱりそれに代わる道路を何としても早く造らないと、市民の皆さんから、そして子供たち、孫たちが鹿島に残るという選択肢が薄くなっていくと思うんですよ。どうか鹿島から県へ、そして行政、議員、市民一丸となって、声を高らかに伝えていく大会を開催してほしいと思っています。何回も言うように、これは松尾市長、鹿島の市長が先頭に立って行動を起こすべきだと思っていますので、これについて松尾市長の考えをお聞かせください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この有明海沿岸道路のことについて、再三質問もあっています。

私も東京に行ったときには、皆さんが並ばれている席で、自分が率先して、例えば、国土交通省の官僚の方に、その地図を広げて、鹿島の状況はこうですということの話を理解を求めているように、積極的にアピールはしているつもりです。

あともう一つ、今物すごく状況が変わってきたのは、有明海を取り巻く4県が一つになってやりましょうという機運が高まっています。島原の古川市長であったり、諫早の大久保市長であったり、鹿島を含め、太良、白石、江北、ここら辺の皆さんが一緒になってやってみましょうということで今機運的には非常に盛り上がっています。東京に行ったときにも国の道路協会の会長、古賀会長ですけど、今度替わられたんですけど、そこにも面談をお願いして、そこに我々の切実なる要望を、こういう状況ですので、ぜひお願いしますというよう

なことも、ここ数年やってきております。

やっぱり今おっしゃったように、機運の盛り上げというのが非常に大事です。今度のありあけ海道、行政だけじゃなくて、観光協会、商工会議所、市民を巻き込んだ、そういう中での盛り上がりというのは私も大事だというふうに思います。

西九州自動車道、例えば、唐津とか伊万里を通るあの道路の期成会は、長崎、佐賀、福岡、3つの団体がしっかり手を組んでやっておられて、やっぱりそういうところの道路というのはかなり進捗が早いです。鹿島を含めた佐賀県の道路、長崎も含めて今やっているんですけど、そういうところが少しよそからすると少なかったのかなという思いもありますので、今後はいろんな団体を巻き込んでやっていくということを私もぜひやっていきたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、市長がおっしゃったように、有明海沿岸の4県で連携をしてやっているというところで、一番最初、何年か前、鹿島の割烹清川さんのほうで古賀誠先生を呼んでありましたよね。私もそれは参加したんですけど、やっぱり古賀先生とか、ああい方も呼んでやりたいなとか、やらないといけないんじゃないかなと思います。

市長もおっしゃったように、私たち特別委員会でも考えているのは、やっぱり商工会議所とか、それとか建設会社さんはもちろんですけど、あと、工業、鉄鋼業の大きい会社が鹿島にもありますよね。そういうふうなところも一緒になって、いろんな輸送の面とか、やはりそれだけ道路ができれば、鹿島と福岡、また長崎方面とか、行き来も増えてきますし、そういうふうなのを考えると一緒に盛り上げていきたいなと思っていますので、また私たち特別委員会のほうでもいろいろ御提案をこれからもさせていただきますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、大きな2番の観光戦略について入っていききたいと思います。

先ほど担当の中尾商工観光課長のほうから御答弁をいただいております。おっしゃるとおり、この観光戦略プランというのは、鹿島市の観光資源を生かした観光戦略というふうになっているわけですね。

担当課から資料を頂いたんですけど、今、佐賀県がやっている観光デジタル人流分析というのが非常に分かりづらいんですよ、これが。観光客の年間推計とかなんとかなんとかというのが、昔でいうならば、鹿島の祐徳神社には300万人のお客が来るとか云々とかと言っていたんですけど、これでいくと2023年は来訪者の延べ数、鹿島市は117万1,000人という、こういうふうな書き方、これはデジタルを使った携帯電話から割り出した数だったかなと思うんですけど、中尾課長にもう一度お聞きします。この観光デジタル人流分析というのはどういうふう

な数え方をしているのか、もう一回教えてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

佐賀県観光デジタル人流分析についてお答えいたします。

佐賀県観光デジタル人流分析は、佐賀県への来訪者の傾向などを把握し、観光マーケティング戦略の立案や施策の強化を図るため、スマートフォンのデバイスにより取得したGPS位置情報データのビッグデータを活用し、過去1年間の佐賀県への来訪者数、宿泊者数、日帰り観光客数の動向を分析してまとめたものです。これまでの集計方法とは手段が異なるため、一概に比べることができないということはこちらのほうからの注意書きとしてございますので、ここは御注意いただければと思います。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

担当課長も分かっていらっしゃるように、ちょっとこれは分かりづらいんですね。この数字は本当なのと言いたくなるような、GPSを使ってとかというのがちょっとよく分かりませんけど。

ただ、鹿島市としては、これからも観光を進めていかないといけないですから、振興していかんといかんですから、そういう中で次の質問に入っていくんですけど、これも昨日、松尾征子議員が取り上げていらっしゃいましたけど、今地方創生のキーワードとして、関係人口という言葉が注目をされていますね。

今まで、現状、地域と関わりはなく観光で一時的に鹿島市を訪れたりした人の流れを交流人口と呼んでいました。これに比べ、関係人口というのは、鹿島出身で現在鹿島を離れている人やルーツが鹿島市に關係している人、仕事で鹿島と関わりのある方、鹿島に愛着を持っている人などが関係人口というふうに呼ばれています。今後、この関係人口が各地域に重要な役割を果たすと考えられています。多様な職種の人々が鹿島に關係を持つことで、新たなビジネスチャンスや経済効果を高めると推測ができます。

以前も、ふるさと納税をもっと広めるときに、一般質問でも言っていたんですけど、今はあんまりやっていないですけど、鹿島高校とか鹿島実業高校の卒業生名簿から拾い出してパンフレットを送るとか、今は個人情報の問題でそういうのもあんまり使えなくなったんですけど、同じようなことで、それこそ鹿島高校も創立130周年を迎えようとしています。旧鹿島実高も創立100年を今度迎えます。となると、両方とも数万人が鹿島を出ていっているんですね。そして、関東であったり、関西であったり、そのまま進学をしたり、就職をして、そちらに住まれている。しかし、生まれたのは鹿島市だと。物すごく愛着があると。だから、

地元で同窓会があるときは2日、3日、休みを取ってこちらに来られる、こういうふうな方。それとか鹿島で1回仕事をしたことがあると。いろんな建設会社にて、こちらのほうの道路建設のときに鹿島で仕事をしたとか、それとか、今、浜あたりで一番多いのは、日本酒ファンの方ですね。必ず毎年来る方。こういうふうな方をできれば——昨日の質問の中で出てきたのかな。企画課長に聞いたほうがいいかな。こういうふうなのを、いろんなデータを取ってファイリングして、それを観光であったり、いろんなのに使っていくことはこれから大事じゃないかなと思うんですけど、その辺りも考えていらっしゃるでしょうか。そう考えると、市役所の中の商工観光課だけじゃなくて、ほかの部署も協力しながらやっていかんといかんわけですね。その辺りはどうでしょうか、お答えいただけますか。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

ふるさと納税の寄附者に対するということで御質問だったかと思いますが、確かに、鹿島出身の方ですとか鹿島に愛着を持っていらっしゃる方、興味を持っていらっしゃる方にフォーカスしたアンケートですとか調査というのは、これまでやったことはないんです。

先ほど議員がおっしゃったように、例えば鹿島高校の卒業生の方というのも、確かにそういった方も関係人口ではあるとは思いますが。今はその名簿というのは個人情報に関係もありますので、それを使った調査というのはなかなか難しいかと思うんですけども、今年度、私たちのほうで検討しているのが、例えば、今までふるさと納税で寄附をされた方のうち、複数回以上寄附をされた方というのは恐らく、例えば、返礼品ですとか、鹿島になのかちょっと分かりませんが、何かに魅力を感じられて複数回以上ということで寄附をされている方だと思いますので、そういった方たちにこちらのほうからアンケートをするのはどうだろうかということで今年度予定というか、計画を今しているところです。

その内容としても、今までは、例えば、鹿島の返礼品についてどう思っているかとか、鹿島市の魅力をどう思っているかとか、その方がなぜ鹿島に寄附をしたのか、鹿島出身だったのかとか、そういうことは聞いたことがあるんですけども、それと加えて、今後、例えば、返礼品の満足度とか、そういったもののほかにも、鹿島市になぜ興味を持ったのかですとか、その寄附のきっかけを通じて訪れてみたいか、もしくは、また寄附をきっかけに今まで訪れたことがあるかとか、あとは、興味のある体験ですとか観光などのコンテンツ等、どういったものに楽しさを感じているかということ質問項目にして、今後、そういったことでアンケートを実施したいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今おっしゃったように、ちょっとそういうふうなのに取り組んでいただけないですかね。ふるさと納税に関してもそうですし、いろんな面で、いろんな声がまた聞けて、鹿島の観光を広げていく手段の一つになると思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移るんですけど、今後の鹿島市の観光振興に大きく関わりを持つのが新肥前鹿島駅、そして、復原駅舎の整備計画等になってきます。

現在の肥前鹿島駅はJ Rの職員さんが午後3時まで業務を行っています。しかし、その後も問合せがあるため、観光協会が夕方、午後5時まで2人体制で物産センター、売店とお客さんの対応をしているとお聞きしました。

肥前浜駅に関しては、佐賀県から管理委託料を得ていますので、肥前浜宿水とまちなみの会が夕方まで対応をしております。

肥前鹿島駅に関しては、特別、鹿島市からそういうふうな管理というか、委託料は得ていらっしゃるみたいなので、非常にここの辺りが観光協会さんとの意見交換の中でも出てきたんですけど、今後、新しい肥前鹿島駅が完成した後は、J Rの窓口業務の勤務体制はどうなっているのか、物産センターの場所は決まったのか、駅舎の清掃は誰がやるのか、観光客の案内など、これを商工観光課なのか広報企画課なのかよく分かりませんが、鹿島市としてはどういうふう考えているのか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

新駅舎完成後に、J R窓口のこと、あるいは物産センター、駅舎の清掃管理、そういったことについてのお尋ねであったかと思っております。

まず、肥前鹿島駅の新駅舎は令和9年度オープンを目指しておりまして、復原駅舎が令和10年度オープンを目指しております。両駅舎とも県の施設ということになります。

中に入る機能としてですけれども、復原駅舎のほうに広域観光案内機能を持たせるというような形になっておりまして、具体的に営業時間でありまして、誰がどのようにとか、その機能を担う主体とか体制についてはこれからといった状態になります。

そういう状態でありますけれども、新駅舎の中には、商業スペースとしまして、えきやどといいますホテル、それから、カフェとか飲食スペース、セレクトショップ、そういったものを予定してまして、その運営者については公募によりパートナー企業が本年1月に決定済みというところでございます。

肥前鹿島駅周辺を県内西部のスローツーリズムの拠点というふうに位置づけて、それらの案内機能として、新駅舎及び復原駅舎において、その機能としてまちのコンシェルジュ、広

域観光案内、交通案内、こういったものを配置する必要があるという計画でございます。それぞれの機能についてどのように発揮してもらっていくか、そういった体制づくりについてはこれからの協議ということになってまいります。

ということでございますので、現時点では、より詳細な駅舎の清掃でありますとか管理運営とかＪＲ改札機能、こういったものも含めて検討が必要という認識があるというところでございます。既に決定をされている商業スペースのパートナー企業の方、あるいは地元の各種団体、こういったところとの連携を踏まえて総合的に検討していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今おっしゃったように、新駅舎が令和９年ということは、あと２年後ぐらいですね。復原の駅舎がその翌年というふうになります。だから、その管理運営に関しては早めに考えていったほうがいいと思いますよ。もちろん、その中に入っていく駅舎であったり、カフェであったり、セレクトショップ、肥前鹿島駅の中にセレクトショップが成り立つかどうか私はちょっとよく分からないですけど、カフェとかはいいかなと思います。そこの辺りは業者もある程度決まっているでしょうから、いい方向でいてもらいたいなと思いますけど、先ほど言ったように管理運営については早めに取り組んでください。

次に、観光関係の予算について質問させていただきます。

鹿島市から観光協会へどんな補助金を出しているのかなと。そこの辺りを聞いてみますと、肥前鹿島駅と門前の観光案内所に委託料が計上されています。肥前鹿島駅前の駐車場管理費の支払いをされています。ほかには、観光振興事業として、はしご酒のイベントの支援、そんなに大きい金額ではないですけど、支援。それと、酒蔵ツーリズムの事務費、観光協会が入っていますから。商談会のときに観光協会も同行しますので、旅費などを支払われている。

これは１つずつの事業に対しての補助、支援金みたいなもので、観光協会への観光に関する——これから先考えないといけないのは、浜宿はガイドの育成とかやっています。でも、鹿島市全体のガイドの育成、祐徳神社、浜、それから道の駅という、このトライアングルのガイドの育成であったりとか、それから、前から私は言っています、これは絶対つくらんといかんと思っています、DMO、観光地域づくり法人。嬉野なんかはもうつくっているわけですね。これをつくるには、ある程度の財源が必要になってくるんですね。そこの辺り、もう少し観光産業というか、これに関して財源を持たせておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。そうしないと、現状のイベントだけに終わってしまっている、新しい形ができなくなっているような気がします。近郊の他市と比較しても、鹿島の観光協会への補助金

は非常に少ないと感じているんですけど、担当課はどうこの辺り、多分、観光協会から相当要望が出ていると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

観光協会への予算についてお答えいたします。

観光協会とは予算の編成時期に打合せなどをしまして、業務内容について詳細に協議しながら整理を行っているところです。7年度に関しましては、協議して整理を行い、業務内容を精査し、委託料は増額しております。また、観光協会の予算については、それぞれの市町の観光協会が担っている業務が異なりますので、一概に比較できるものではないと思っております。

ただし、肥前鹿島駅の整備が始まり、スロートーリズムの拠点としての体制を築いていかなくはなりませんので、観光協会と意見交換を行いながら、観光協会にお願いすること、市で取り組むべきことなどを整理しながら、観光に資する事業を連携して行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。おっしゃるとおり、肥前鹿島駅が新しく変わって駅前の整備とかもできてきたら、やっぱり観光に相当力を入れんといかんかなと思います。おっしゃるとおりスロートーリズムの拠点となっておりますので、鹿島市だけに限らず、鹿島と太良を含めた観光の拠点というふうな形になってきますので、そこの辺りをしっかりと観光協会さんとも打合せをしながら、もう少し補助金等に関しても、観光関係予算についても御協議をさせていただくようにお願いしたいと思います。

次の質問になりますけど、今観光PRをいろいろされていると思います。肥前鹿島駅の待合室であったり、肥前浜駅構内の事務所であったり、それとか門前商店街の観光案内所、浜の酒蔵通りの継場であったり、道の駅などに、こういうふうな観光パンフレットがずっと置いてあります。（資料を示す）こちらのほうですね。こういうふうなの。

私も久しぶりにこれを見たんですけど、この観光パンフレットもよくできています。非常に見やすいし、きれいだし、それはそれでいいんですけど、このパンフレットは何年に1回ぐらいリニューアルしているのかなと。

それと、観光客の方であったり、鹿島を訪れるいろんな方に、このパンフレットが年間どれだけ消費されているのか。多分、決算のときには出ているのかも分かりませんが、再度

お聞きしたいと思います。もうそろそろこれは新しい形にパンフレットは変えてもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

総合観光パンフレットのことについてお答えさせていただきます。

観光パンフレットにつきましては、年に1回から2回程度増刷をしております、その増刷のたびに適宜情報を更新しております。年間でおおよそ1万5,000部から2万部配布をしております。

また、現在のパンフレットにリニューアルしたのは平成27年となっております。リニューアルからかなり年数がたっておりますので、新たなパンフレットの検討は必要と感じておりますが、駅前の整備などもございますので、大きな環境の変化のタイミングで考えなければいけないのではないかなと思っております。

また、このほかにも、昨年、広報企画課のほうで作成しました「かしまBOOK」、こちらは「人こそが鹿島の魅力」ということで、人にフォーカスしたパンフレットとなっております。こちらについても観光の折に適宜活用をしております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。平成27年に作ったということだったら、もう10年弱ぐらいなつてきますから、やっぱり少し変えたほうがいいかなと思います。ちょっと見ていると、宿泊施設に関しても今とは違うような感じがしますので、もう少し、今これを手に取って見られたときにすぐにでも宿泊施設等が分かるような、そういうふうなのもまた変えていただければかなと思います。

その宿泊施設について、次、質問をするんですけど、まちやどという言葉がありますね。今、鹿島市へ観光客が増えてきているわけですけど、当然、宿泊施設の需要も高くなつてきます。以前は、近郊の武雄や嬉野、太良、大浦などの宿泊施設を利用してもらえばいいじゃないかという考え方を議会の中でも当時の市長は言っていました。しかし、それは過去の話です。今この鹿島に観光に訪れた人たちは、鹿島で宿を取って、そして、地酒であったり郷土料理を楽しみたいとの希望を——私は酒蔵ツーリズムの中の浜で行われます花と酒まつりのイベント会場で、私がMCを務めてずっと2日間やる中で、多くの観光客の方とお話をする中で、本当にたくさんの方がおっしゃいます、もうちょっと泊まる場所があればいいにと。車で来る方が多いんですね。それを考えると、先ほど言った、北鹿島のほうにできた、

車を止めて、そこに泊まることのできる、そういうふうなのも必要になってくるんだろうと思います。

例を挙げますと、浜の酒蔵通りを中心に、御承知のとおり、酒造会社が運営する高級な宿泊施設もあります。ここに今画像が出ているのが、古民家の宿、浜の野島地区に今度新しくできています。（資料を示す）これが「鍋島」でおなじみの「Fuku」という新しい、これは有名な建築家がデザインしたところですね。同じく連動して、こっちのほうにはサウナとか、そういうふうなのを用意しているということですね。浜宿は少しずつこうやってできています。

でも、あんまり高級じゃなくて、リーズナブルなところを探している方が多いんですよ。そうなってくると、先ほど言ったまちやどというのをもう少し増やしていったほうがいいかなと思います。

〔映像モニターにより質問〕

今月の市報の中に、鹿島市まちやど整備支援事業交付金、今画像が出ていますけど、これの募集が載っております。ただ、これは担当課には申し訳ないですけど、分かりづらいですね。限度額5,000千円は、5,000千円までもらえるのかなとか、補助率2分の1以内と書いてあるんですけど、これは多分、全ての予算が5,000千円で、幾つか物件があったらこれに分けないといけないんじゃないかなと思うんですね。

鹿島の中心商店街の中に、それこそ新肥前鹿島駅ができるのを見越してというか、まちやどに改装をする飲食店が増えてきています。2階をまちやどに、下は居酒屋です。これからもっとこれが増えたほうがいいなと私は思うんですね。

担当課にちょっとお聞きしたいんですけど、これを出しました。これが6月の市報に出てきましたから、もう問合せをされている方もいるんでしょうけど、どういうふうにこのまちやどを推進していきたいと思っているのか、この1回で終わるのか、いや、応募が多かったから補正を組んでいきますよというのか、そこの辺りをお答えください。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

まちやど整備支援事業についてお答えいたします。

まず、まちやどという言葉ですけれども、一般社団法人日本まちやど協会の登録商標となっており、「まちを一つの宿と見立て宿泊施設と地域の日常をネットワークさせ、まちぐるみで宿泊客をもてなすこと」と定義をされております。

肥前鹿島駅エリア整備に合わせ、駅から町なかへと歩いて楽しめるエリアとしていくための仕掛けとして、空き店舗などを活用して宿泊事業をする方へ補助するもので、議員おっしゃるように6月から募集を開始しております。こちらにつきましては、商工会議所に窓口

になっていただいております、今幾つか相談があつているというふうには聞いております。また、これは第2世代交付金を活用したものでして、3年間はこの補助を継続する予定としております。

まちやど型の宿泊施設が肥前鹿島駅周辺に整備されることで、観光客で訪れた人に町なかを歩いていただき、鹿島で食事をしていただき、地元の方と触れ合ってもらい、そういうまちぐるみで観光客をおもてなしすることができるものと期待しているものでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございました。肥前鹿島駅の整備が今から始まって、先ほど言ったように、令和9年、令和10年に新駅舎や復原駅舎等もできると。そうなってくると、やっぱり同じようにそれからつながっていく中心商店街、これの活性化にも寄与するんじゃないかなと。まちやどをつくっていただくことによって、多くの方が地元に、鹿島に宿泊をしていただいて、そして、おいしい料理であり、お酒で楽しんでいただきたいと思います。と思っています。

これから本当に鹿島の観光は増えていくと私は思うんです。素材自体はいいものが鹿島にはあるんですから。同じ議員仲間の武雄の議員ともお話をする中で、武雄はいいねと私が言うと、いや、伊東さん、何言っているんですかと。鹿島はこれからいっぱいできるじゃないですかと。やることはいっぱいあるでしょうと。もう武雄はある程度成熟してしまっていますよと。鹿島のほうが魅力的ですよとよく言われます。私もそうなってほしいと思っています。

今回質問をしました社会資本整備と観光振興は、非常に関連性が高いと私は感じています。市長にもお願いをしたとおり、様々なこと、やるべきことは多々ありますが、スピード感を持ってしっかりと取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で12番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明20日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時14分 散会